

## 会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 平成30年9月6日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

4番 甲斐徳之助君

5番 守屋常雄君

6番 杉森弘之君

7番 須藤京子君

8番 黒木のぶ子君

9番 池辺己実夫君

10番 市川圭一君

11番 伊藤裕一君

12番 長田麻美君

13番 山本伸子君

14番 遠藤憲子君

15番 鈴木かずみ君

16番 利根川英雄君

17番 山越守君

18番 板倉香君

19番 柳井哲也君

20番 中根利兵衛君

22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 1名

21番 小松崎伸君

## 1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	田 上 洋 子 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君

# 平成30年第3回牛久市議会定例会

議事日程第3号

平成30年9月6日（木）午前10時開議

日程第1．一般質問

---

午前10時00分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

21番小松崎 伸君より欠席の届け出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○議長（板倉 香君） 初めに、6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） おはようございます。市民クラブの杉森弘之です。

一般質問2日目のトップバッターとして、私は3つの質問を一問一答でいたしますので、よろしく願いいたします。

第1に、公共交通に関して質問いたします。

この問題に関しては、私は継続的に取り上げ、昨年の9月議会でも取り上げました。高齢化が急速に進む中で、都市再生計画の大きな柱の一つとして公共交通の問題は避けて通れないからであります。

まず確認の意味で、2017年度の変化について基礎的な事実の質問から始めます。なお、鉄道に関しては別枠として考えます。

最初に民間の路線バスについて、昨年の9月議会の答弁では、2012年から16年度への変化として10のバス路線が運行され、路線数は3路線減ったが乗客数は145万1,000人から176万6,000人に31万5,000人、約2割増となり、また市からの補助金は53万円から28万円に約25万円減、半減しているとのことでした。

路線が減るということは利便性が悪くなるということでもありますので、乗客数がふえ補助金が半減するという、プラス面もございますがマイナス面もあるということではあるかと思えます。しかし、総じてよい状況と言えるのではないのでしょうか。民間路線バスの2016年度

から2017年度にかけての変化を聞きます。

さらに、市内のタクシーについても伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 民間の路線バスにつきましては、牛久駅とひたち野うしく駅を起点として、市内及び牛久市とつくば市や龍ヶ崎市を結ぶ10のバス路線が運行されております。平成29年度におきましては、平成28年度と比較して路線見直しなどはございませんでした。

乗客数は、平成29年度が181万8,000人で、平成28年度の176万6,000人と比較して5万2,000人の増となっております。便数につきましては、利用者の動向に合わせて平成29年9月に牛久駅東口から龍ヶ崎市のニュータウン長山ルートで1往復2便の増便と、牛久駅東口から牛久浄苑（牛久大仏ですね）、このルートでの3往復6便の減便が実施されました。

補助金に関しては、国・県・市の協調補助の形で運行費補助金を関東鉄道株式会社に交付しております。牛久市の負担額は、茨城県バス運行対策費負担金として平成29年度は約59万円で、平成28年度の約28万円から31万円の増額となっております。

加えて、車両のバリアフリー化推進のためのノンステップバス導入補助として、牛久市ノンステップバス導入事業費補助金を平成29年度は93万円、関東鉄道株式会社に交付いたしました。これにより、牛久市を走る路線に2台のノンステップバスが導入されました。この補助金は、国・県・つくば市・取手市との協調補助でございます。

また、これらの民間バス事業者の路線バスのほかに、茨城県及び牛久市を含む5市町村により稲敷エリア広域バスが平成29年2月から運行されております。

主に牛久市内を通過する江戸崎・牛久ルートは1日4往復8便が運行されており、実証運行期間中の平成29年2月から平成30年3月までの利用者数は5,280人となっております。

タクシーにつきましては、一般旅客自動車運送事業として国土交通大臣の許可を要する事業であり、市町村単位での営業収入等の公表されたデータはございません。

牛久市では、牛久駅構内タクシー組合があり、荒川沖タクシー株式会社、関鉄県南タクシー株式会社、有限会社平安交通、落合交通有限会社の4社で構成されております。構成会社につきましては、平成28年度からの変化はございません。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 民間バスの乗客数が5万2,000人ふえたということでございますけれども、このバスの乗客数の増加というのは全国的な傾向のようでございます。公共交通の

役割というものが増しているということのあらわれでもあるかというふうに思います。

次に、コミュニティバスかっぱ号に関しては、路線数は5ルートから2ルートを新設し7ルートとなり、利用者数は約19万人から29万人へ10万人の増、運行経費は約4,400万円から7,900万円へ約3,500万円増、市の支出金は2,800万円から4,200万円に1,400万円増となっているとのことでしたが、2017年度の変化を聞きます。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 牛久市コミュニティバスかっぱ号につきましては、平成29年度の利用者数は28万7,688人で、平成28年度と比較しまして約3,000人の減少となっております。運行経費は8,432万2,433円で約500万円の増、運賃収入は2,419万3,178円で約190万円の減、国庫補助金は1,046万1,000円で約100万円の減、結果として市の負担額である運行補償金は4,966万8,000円で約700万円の増となっております。

年間利用者数は約3,000人の減少となっておりますが、この数字につきまして補足しますと、3,000人というのは1日当たりの通勤・通学者に換算しますと6人分に相当します。通勤や通学で毎日バスを利用する方が6人、退職や卒業によりバスの利用を取りやめますとこの減少数となるため、減少傾向が継続的なものなのかどうか、今後も利用者数の動向に注視してまいります。

一方で、プラスの側面からの評価としましては、バス1便当たりの平均乗車人数は依然として10人を超えており、コミュニティバスとしては県内でも高い水準を維持しております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 3,000人という乗客数の減少は、0.1%弱ということですので、それほど大きな減少ということではないかというふうに思いますが、運賃収入がそれに対して約7%減になっているということですが、これは乗客数と比較すると桁違いに減っているわけですが、これにはどのような事情があるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 原因といたしましては、通勤ライナーも人数が減っているということが、通勤ライナーのほうは170円が運賃でございますので、そちらのほうが減っているということで、通常の日中ルート100円よりも減額が大きくなっているということになります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) 前回お聞きしたときには、検討中のものとして奥原町地内での稲敷市コミュニティバスの停留所設置について、稲敷市と協議中ですとのことではありますが、その後の進捗状況をお聞きいたします。

○議長(板倉 香君) 政策企画課長柳田敏昭君。

○政策企画課長(柳田敏昭君) 稲敷市のコミュニティバスの奥原町地内のバス停設置につきましては、奥原行政区と話し合いをしまして、その後設置場所等をいろいろ検討したんですけども、行政区としてもすぐそばに稲敷市のバス停があってそれを利用できるということを理解していただいて、バス停設置は必要ないという結論になりました。

以上です。

○議長(板倉 香君) 杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) 奥野地区の公共交通空白地有償運送は、利用者数が1,003件から2,069件へ1,056件増で、市からの補助金は300万円から373万円へ73万円増とのことでしたが、2017年度の変化を聞きます。また、運転手確保の困難性の解消については要望書も出されていましたが、何か進展はあったのでしょうか。

○議長(板倉 香君) 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長(吉田将巳君) 公共交通空白地有償運送につきましては、NPO法人サンライズが公共交通空白地の指定を受けた奥野地区の住民を移送するために国土交通省に登録の上実施しているサービスでございます。平成29年度は、登録者数109名に対して車両5台でサービスを提供し、利用件数は平成29年度が2,144件で、平成28年度の2,069件から75件の増となっております。このサービスは、公共交通の性質が強いことから市で補助金を交付しており、補助金額は平成29年度は250万円、平成28年度が373万円となっております。運営経費に関しては、平成29年度は約341万円、平成28年度が約572万円と実績報告を受けております。平成28年度は車両購入があったため、金額が大きくなりました。

ただいま議員から御質問のありました件でございますけれども、昨年度、実施団体から常時勤務運転手確保を目的とした補助金増額要望が出されておりましたが、要望内容を精査いたしまして平成30年度は144万円を増額し、394万円を交付することとしております。

以上です。

○議長(板倉 香君) 杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) 福祉巡回バスについては、利用者数は6,252人から1万675人へ4,423人増で、運営経費は約598万円から633万円へ35万円増とのことでしたが、2017年度の変化を聞きます。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 福祉巡回バスの利用者数は、平成29年度は1万3,149人で、平成28年度の1万6,755人から2,474人の増となっております。運行体制としては、運転手2名、バス2台により総合福祉センターの開館日に合わせて月曜日から土曜日まで、毎日4ルートを運行しております。これについては、平成28年度と比較して変更はございません。運営経費は、決算ベースで人件費と車両管理費を合わせて、平成29年度は約695万円で、平成28年度の約633万円から62万円の増となっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 福祉循環バスの場合は、運営経費の全てが市の負担なのか、補助があるのか、確認の意味でお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 全部市の経費でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 以上、2017年度の変化についてお聞きしたわけでありますが、民間の路線バスといわば市営の路線バスであるコミュニティバスのかっぱ号は、市内公共交通の柱として主要な地域をカバーしていますが、空白の地域、あるいは便数の不足による空白時間の問題を残しています。しかし、これらの空白地域と空白時間をカバーするには、これ以上のバス路線と便数の拡大をいわずらに図っていくということでは、財政的にもまた効率性からも基本的に無理ではないかと思われま。

他方で、公共交通空白地有償運送・福祉有償運送は、これら空白地域と空白時間の一定をカバーすることは可能としても、運転手がボランティア的な運営のため運転手の確保が困難で、予約をしたくても予約ができないなどの声も聞かれ、空白地域と空白時間をカバーする主要な手段としては無理であることも明らかです。そのため、新たなデマンド交通を本格的に確立していく必要があるのではないのでしょうか。本格的にというのは、現在の民間の路線バスやタクシーは別として、かっぱ号の一部、福祉巡回バスなどの再編も含め、現在の空白地域と空白時間をカバーするために本格的なデマンド交通が必要ではないかと考えるからであります。

実際に、お隣のつくば市でも鉄道駅を中心にして民間の路線バス、市営の路線バスであるつくバス、そしてデマンド交通としてのつくタクの3本立てで公共交通の体系を組み立てています。昨年の9月議会で、執行部はデマンド交通に関して「市としても議員の御指摘のとおりその必要性を感じています。しかしながら、他自治体の事例では非常にコストがかかることから、



本年度も1団体が事業実施を検討中ですが、ボランティア移送サービスの担い手の検討を全市的に行い経費の節約に努めた後に、サービス開始を検討したいと考えています」との答弁でありました。この間の検討はどのようにしてきたのか、まず質問いたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 昨年度からの検討を進める中で、平成29年第3回定例会で答申上げましたボランティア移送サービスについての進展がございました。このサービスは、御質問にある本格的なデマンド交通ではございませんが、地域住民が実費相当額の利用料で同じ地域の住民を移送するサービスであり、本格的なデマンド交通を補完するサービスとなります。

具体的には、岡田小学校区地区社会福祉協議会での取り組みがまとまりつつあります。現在、国土交通省などの関係機関との調整が最終段階を迎えており、今年10月にサービス開始の予定となっております。このサービスを既に実施している牛久第二小学校地区社会福祉協議会の移送サービスに続き、本市における2つ目の取り組みとなります。

本市といたしましても、本サービスで使用する車両調達補助及び制度設計支援、関係機関との調整を行っております。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 私は思うのでありますが、「ボランティア移送サービスの担い手の検討を全市的に行い、経費の節約に努めた後にサービス開始を検討する」というようなことでよいのかどうか。このことは、重要な問題ではないかというふうに思います。現在の公共交通の空白地域と空白時間の解決が、他方で空気を運んでいる地域、あるいは便数の中でそういうふうな指摘も他方であるわけですが、これらの解決をどのように行っていくのか、この問題が今問われているのではないかと思います。そして、それらがボランティアによるデマンド型サービスでカバーし切れないことが明らかである以上、本格的なデマンド交通の具体化の先延ばしは不便と無駄を放置するに等しいと言わなければならないのではないのでしょうか。

とりわけ、団塊の世代が2025年ごろまでに後期高齢者、75歳以上に達するとされており、この問題は待ったなしの状況ではないかと考えます。

私は本年6月、三重県の南伊勢町のデマンドバスを視察してまいりました。バスといっても10人乗り程度のワゴン車ですが、これが5台でフル活躍しているのであります。南伊勢町は人口約1万3,000人であります。しかし面積は241.89キロ平米、つまり牛久市の約4倍の面積でございます。南伊勢町は鉄道がなく、三重交通などの路線バスが交通の骨格でありました。しかし自家用車依存が進み、2006年の約16万人の乗客数をピークに、2010年には約6万人に減少しました。そのため路線バスが減少し、町営バスの運行を始めました。

2010年に高齢化率が42%に達し、さらに高齢化が進んで自家用車が使えなくなったときの交通手段に不安が広がったといます。その2010年に2,000世帯を対象にアンケートを行い、最も要望が高かったのは南伊勢町立病院、厚生連南島メディカルセンターへの交通手段、つまり病院を拠点とする交通手段ということであったといます。民間の路線バスと町営の路線バスでは交通空白地、交通空白時間帯、そして道路幅の狭いところなどの問題が残り、町営バスに加え新たな運行方式、つまりデマンド交通が必要との見解に至ったといます。

そして、南伊勢町はデマンド交通の導入に当たり入札を実施してA社のシステムを導入し、S社に委託してデマンドバスを運行することになりました。牛久程度の面積の場合、区域を分ける必要もないものであります。会員制でなく、事前登録も不要で、電話番号のみで受け付け・配車が可能です。予約者は乗る位置とおりの位置、そして時間を告げるだけであります。さらに、B社に運営を委託する方式を採用したため、初期投資が不要となったそうであります。乗客数は、順調に拡大したようです。

ところで、「他自治体の事例では非常にコストがかかる」とありますが、この間、幾つもの事例を研究してきたか質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 土浦市の「のりあいタクシー土浦」やつくば市の「つくタク」、稲敷市のタクシー利用券などの事例について研究いたしました。近隣自治体のデマンド交通では、自治体がタクシー会社に委託して行う乗り合い型タクシーサービスが多く実施されております。これにつきましては、利用者定額制のサービスや初乗券などに代表される定額補助制のサービスの形態がございます。近隣では、土浦市の「のりあいタクシー土浦」とつくば市「つくタク」が利用者定額制で、稲敷市のタクシー利用券が定額補助制でございます。

「のりあいタクシー土浦」は自己負担額が600円から1,200円、「つくタク」は自己負担額が300円から1,300円の定額制、稲敷市のタクシー利用券では最低負担額が300円で、700円までの定額補助制となっております。経費的には、研究した時点で異なりますが、平成27年度において土浦市では約2,600万円、つくば市では約1億2,000万円、稲敷市では平成28年度で1万9,410枚のタクシー利用券の利用があり、1枚700円で計算しますと約1,359万円の費用がかかっているとのことです。

これらの研究の結果、つくば市では合併した自治体の数多く市域も広いいため、運賃収入の計算が複雑になっており、土浦市のほうが牛久市により近い状況でございました。このため、牛久市の試算においては土浦市の事例を参考にすることといたしました。なお、デマンド交通の事例研究につきましては、情報収集も含め引き続き継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） デマンド交通については、さまざまなやり方がございます。今言われたようにタクシー利用型のもの、あるいはコンピューターを使って行うデマンドバスのような方式のもの、さまざまあるわけですが、今言われたものはタクシー利用型ということになるかと思いますが、さらに調査の範囲を広げていくということが必要なのではないかとこのように思います。

この間、デマンド交通のパソコンシステムというのは急速に値を下げたとも聞いていますが、調査の結果は年間どの程度の移動人数で、どの程度の経費がかかるということになっているのかお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 先ほどの御質問にお答えしましたとおり、昨年度行いました土浦市の事例研究に基づいて平成29年度6月1日現在の牛久市の住民基本台帳人口で試算いたしました。まず移動人数につきましては、潜在的な対象者を65歳以上の高齢者全員として捉えております。これによりますと、牛久市の平成29年6月1日現在の65歳以上の人口は2万1,134人となっています。土浦市のデマンド交通の年間利用率が53.8%でありますので、これを牛久市の65歳以上の人口に当てはめると、1万1,369人が牛久市におけるデマンド交通の年間移動人数であると想定されます。この移動人数を運賃収入試算の基礎として、利用者1人当たりの利用料を500円としますと、年間の運賃収入は568万円と試算されます。

経費につきましては、利用者を居住する小学校区ごとに区分し、その小学校区の中心から牛久駅、もしくはひたち野うしく駅のどちらか近いほうの駅までの距離を計測し、利用距離といたします。その利用距離のタクシー運行料金に迎車料金を足して、市からデマンド交通事業者へ支払う1回当たりの経費を計算いたしました。これに各小学校区の利用者数を掛けた金額で、年間事業費を算出いたしました。これらの計算の結果、年間事業費は2,252万円と試算されました。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） デマンド交通のあり方というものは、それぞれの地域に応じたやり方で考えていくべきであるということはもちろんのことではありますが、タクシー利用型というのはその中でも特に利用がそれほどの数に至らない場合に有効であるというふうに聞いております。

しかし、私はこれから本格的なデマンド交通というものを考えた場合には、そういったもの

では追いつかないのではないかと考えております。ちなみに南伊勢町のデマンドバスは、人口が先ほど申しあげましたように1万3,000人の人口で、デマンドバスの利用者数は町営バスとほとんど同じ数、約3万人という数字になっているそうです。私は、これからのデマンド交通のあり方というものを考えた場合、それを直輸入してここでやれということではございませんが、さまざまなやり方というものをもっと幅広く研究していく必要があるのではないかとこのように思いますが、この移動人数についてもそういうふうな観点から考えるべきではないかとこのように思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 先ほどの御質問で御答弁申しあげましたように、土浦市の利用率に基づく試算で、牛久市におけるデマンド交通の移動人数は1万1,369人と想定しております。昨年9月の定例会でも、議員からの御質問に御答弁申しあげましたとおり、市としましてはデマンド交通の重要性は認識しております。その際にも申しあげましたが、デマンド交通は非常に費用がかかることから、公共交通空白地有償運送の充実やボランティア移送サービスにより経費の節減に努めることとしております。

これにつきましては、先ほど御説明しましたとおり昨年度から今年度において、公共交通空白地有償運送への補助金増額や、ボランティア移送サービスの支援を実施いたしました。あわせて、コミュニティバスかっぱ号の充実も図り、より広範な市民の移送手段の整備を進めております。これにつきましては、来年度にひたち野うしく地区のコミュニティバスかっぱ号の新規ルートを準備中でございます。これらの施策により、複合的な公共交通の充実を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次の質問に移ります。第2番目の質問は、介護保険についてであります。

本年3月に公表された牛久市高齢者保健福祉計画・牛久市介護保険事業計画「牛久市安心プラン21第7期改訂版」によれば、本市の総人口は2017年現在で8万5,108人、65歳以上の高齢者人口は2万3,213人で、高齢化率も27.3%にまで上昇しています。その中で、高齢者夫婦のみ世帯の割合が国や県の水準を上回っているのはどのような背景なのかお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 本市の高齢者世帯の状況ですが、国勢調査のデータでは65歳以上の高齢者のいる一般世帯は、平成17年は8,031世帯、平成27年では1万3,

680世帯となり、10年前と比較して1.7倍の増となっております。このうち高齢者夫婦のみの世帯は、平成17年が1,595世帯、平成27年が5,099世帯であり、3.2倍の増となっております。また、高齢者の単身世帯は、平成17年が1,149世帯、平成27年が2,484世帯であり、比較いたしますと2.2倍の増となっております。このように、本市では高齢者夫婦のみ世帯の伸びが高くなっており、この背景の一つとしましては高齢者の生活と意識の変化が大きく影響していると考えております。

平成27年に内閣府が実施した調査によりますと、「老後における子供や孫とのつき合い方についてどう考えるか」という設問に、「いつも一緒に生活できるとよい」が35年前は59.4%だったものが、現在は27.1%と半分以下になっており、時々会うのがよいが50.5%と半数以上を占めております。現在の高齢者にとって、子供や孫との関係は今日でもなお重要であることには変わりはありませんが、お互いによい関係を保つために一定の距離を置くことが望ましいという考え方に次第に変化してきている状況です。

このように、核家族の世帯の多くは子育てが終わると夫婦だけで過ごし、老後についても介護保険等のさまざまな制度を活用しながら夫婦のみで生活していくという意識が、本市においても浸透してきていると考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 要介護・要支援認定者数を見ると、2017年現在は2,743人で12%となっています。要介護度別認定者数を見ると、要支援1・2が650人で2014年度と比較して85人ふえ、要介護1・2が1,132人で113人増、要介護3から5が961人で133人増と、特に要介護3から5の増加が多くなっています。介護保険給付費は、2017年度には42億円台となっています。2015年度と比較して6.5億円増ということになります。特に、113ページの介護給付費の見込みでは、施設サービスの介護老人福祉施設が2020年度から約3.4億円ふえる見込みとなっています。昨年9月の議会答弁で、特別養護老人ホームの入居を希望している牛久市民が2017年4月時点の調査で130人、前年の4月時点と比較すると30人減少していますとのことでした。

新設の内容、現在の特養待機者の人数、今後の待機者の見込みと対策などを聞きます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 第7期介護保険事業計画における特別養護老人ホームの整備計画につきましては、「牛久市介護保険運営協議会」にて審議し、特別養護老人ホームが整備されていない日常生活圏域で高齢化率の最も高い奥野小学校区で検討してきました。平成32年度開設の整備計画として、広域型特別養護老人ホームで利用定員70人規模を1カ所、地

域密着型特別養護老人ホームで利用定員29人規模を1カ所計画しております。

このような経緯により、広域型の特養は予定地を奥野小学校区域内に限定し、開設運営事業者を公募により募り、7月に開設事業者を決定しております。また、地域密着型特養につきましては、年内に開設事業者を公募により募る予定であります。

これにより、第7期計画中は広域型と地域密着型を合わせて、合計99床分の特養の整備となります。

次に、現在の特養の待機者数でございますが、平成30年4月時点での調査で入所を希望している牛久市民が112人いる状況です。今後の待機者数の見込みとしましても、毎年100人程度を見込んでおります。

また、平成37年の要介護認定者数の推計では、要介護認定者数が現在2,700人台から4,200人台へと増加することが見込まれます。そのうち特養に入所できる要件であります要介護3以上の認定者数が1,470人程度見込まれますので、今後とも在宅介護支援の充実を図るとともに、施設サービス計画については利用率の伸び等から必要なサービスを検討してまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 2017年5月の介護保険法改正で創設された介護医療院が、2025年度から2,300万円新規に支出されることになっていますが、その内容をお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護保険制度改正によりまして、平成30年4月から慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、要介護者に対し長期療養のための医療と介護を一体的に提供する介護医療院が新たな介護保険施設として創設されました。第7期計画中の施設整備は見込んでおりませんが、国では介護療養病床を老健または介護医療院への転換を図るため、経過措置期間を平成35年度末まで延長しております。市内に介護療養病床はございませんが、他市町村にある介護療養病床を牛久市民が現在数名利用していますので、平成35年度以降にこの利用者を介護医療院の利用者として見込んでおります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 介護保険給付費の財源構成では、施設等の給付費について国が20%、県17.5%の負担割合となります。国の負担分のうち5%相当分は、「市町村間の高齢者の所得分布等の格差が是正されるように調整されて交付されます」とありますが、牛久市の場合

高齢者の所得は比較的高いのではないかとも思われますが、実際にどのような影響になっているのでありましょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護保険の財源は、保険料が50%、公費が50%で構成されております。そのうち保険料の内訳は、65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者が27%となっており、公費の負担金内訳は国が25%、県が12.5%、市が12.5%となっております。

国の負担金のうち、5%は調整交付金として国が各自治体の「第1号被保険者に占める後期高齢者の割合」及び「第1号被保険者の所得分布」に応じて、保険者ごとに決定します。

本市におきましては、平成21年度より「第1号被保険者に占める後期高齢者の割合」が低く、「第1号被保険者の取得分布」も高い水準を保っていますので、調整交付金の交付は受けていない状況になっています。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） さらに、改正介護保険法によって導入された税制インセンティブによる交付金への影響は、既に出ているのかどうか質問いたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） インセンティブ交付金は高齢者の自立支援、重度化防止に対する取り組みに対して報償金を設け、自立支援に対する取り組みを強化するものを目的とするもので、平成30年度から保険者機能強化推進交付金として創設されました。国の今年度予算額は200億円になり、そのうち190億円が市町村を交付対象としており、10億円が都道府県を交付対象としております。

交付の基準となる指標につきまして、3つの柱から成り立っており、「PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築」「自立支援・重度化防止等に資する施策の推進」「介護保険運営の安定化に資する施策の推進」となっております。

PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築の内容といたしましては、「地域包括ケア見える化システムを活用し、地域の介護保険事業の特徴を把握しているか」「日常生活圏域ごとの65歳以上人口を把握しているか」など、8つの項目があります。それぞれの項目で基準をクリアしている場合10点・5点・2点の点数が加算されます。

自立支援・重度化防止等の資する施策の推進については、「地域密着型サービス」「介護支援専門員・介護サービス事業所」などの8つの分野に分かれ、それぞれさらに細かく項目が設けられております。

評価項目は、「保険者の方針に沿った地域密着型サービスを図るため、保険者独自の取り組みを行っているか」「保険者としてケアマネジメントに関する基本方針を介護支援専門員に伝えているか」など、基準をクリアしている場合には10点、または5点の点数が加算されます。

介護保険運営の安定化に資する施策の推進については、「介護給付の適正化」「介護人材の確保」の2項目について、それぞれ細かい評価基準が設けられており、ケアプランの点検の実施や医療情報との突合・縦覧点検の有無、福祉用具の利用や住宅改修に関して専門職が関与する仕組みが設けられているかどうかなどをチェックします。

市町村への交付額は、評価指標で加点された得点と第1号被保険者数をもとに算出されることとなります。

インセンティブ交付金は、自立支援・重度化防止を図ることによって介護費用の増加を抑える効果を期待して導入が決定された交付金ですが、評価基準をクリアすることによって交付額が決定される仕組みとなっているため、基準のクリアに向けて今後積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 今る説明をいただいたわけですが、具体的な変化はまだないということと理解してよろしいということですね。

それから次の質問ですが、本年8月より一定収入以上の方は介護保険サービスの利用料金が3割負担になります。高齢者ひとり世帯の場合、年金収入344万円以上、あるいは年金とその他の合計所得が340万円以上、高齢者2人世帯の場合は年金収入とその他の合計所得が463万円以上の方が対象とされています。

2015年4月時点での推計では16万人で、全体の約3%となっていますが、実際の人数と介護保険第1号被保険者中の割合はどの程度であるのか。また、この問題についての不満あるいは相談は寄せられているのかどうかお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方に御負担いただいております。この利用者負担割合について、これまでは1割または一定以上の所得がある方は2割としていましたが、平成30年8月より65歳以上であって現役並みの所得のある方、御本人の合計所得金額が220万円以上の方につきましては、3割を御負担いただくことになりました。

本市においては、介護認定を受けている2,785人のうち1割負担者数は2,469人、全体の88.7%、2割負担者数は210人、全体の7.5%、3割負担者数は106人、全



体の3. 8%という状況でございます。

なお、この制度は8月のサービス提供分からの適用となっておりますので、今のところ具体的に意見等はいただいております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 6月21日付の毎日新聞によると、東京商工リサーチのデータですが、「老人福祉介護事業所の倒産状況というのが報道されています。ことし1月から6月の全国の倒産は45件、前年動機の40件を上回り、上半期としてはこれまでで最も多くなった。ことし4月に介護報酬が0.54%引き上げられたものの、前回2015年の介護報酬改定で一気に2.27%も引き下げられたことが響いたようだ。年間では、過去最多を記録した昨年を超える最悪のペースで推移している」と報じております。

牛久市における状況をお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 市内における老人福祉・介護事業所の倒産状況については、倒産箇所数等の現状は把握してございませんが、現在ホームヘルプサービス事業所1カ所、ショートステイ事業所1カ所が介護職員の不足等により一時休止している状況でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 同報道は、また「皮肉なことに、介護職場は仕事内容がきついこともあり、景気が悪いときは採用が順調だが、好景気になると他業種へ流出して人手不足になると言われ、景気と逆行する傾向が強い。景気が回復傾向の現在、都市部では介護職の有効求人倍率は5倍を突破した。介護職の希望者1人に対し、5社以上の事業所が殺到するありさまで、人材の採用コストが跳ね上がっている状況だ。とりわけ小規模事業者は業績低迷に、資金的な制約も抱えており、人手の確保は難しくなっている」。

牛久市における介護職の人手確保状況について質問いたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 市内介護保険事業所の介護職員の人手不足に関しましては、個別の調査は行っておりませんが、ケアマネジャーや事業所職員により不足の実情について話を伺うことがございます。

介護職は重労働できつい業務というイメージがあるのか、募集しても集まらない。また、採用してもすぐに退職してしまうため、なかなか安定した職員数の確保が難しいなど、厳しい状況であることは認識しております。

国では、介護職員の賃金の改善を拡充するほか、生活援助の担い手の裾野を広げるための新しい研修を導入するなど、人材の確保を進めております。

また、本市におきましても地域介護ヘルパー養成講座終了者を総合事業における緩和型訪問介護事業所の従事者として認めるなど、生活援助部分の担い手の拡充に努めております。

今後とも本講座の受講の案内を継続し、介護事業所との連携も進めて介護の人手不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 報道によると、「介護保険料を滞納し、市区町村から資産の差し押さえ処分を受けた65歳以上の高齢者が、2016年度に全国で約1万6,000人となり、過去最多だったことが厚労省の調査でわかりました。高齢者の増加や保険料の上昇で、支払いに困る人がふえていると見られる。543自治体で1万6,161人が差し押さえ処分を受けた。65歳以上が支払う介護保険料は原則公的年金から天引きされるが、年金の受給額が年18万円未満の場合は自治体に直接納める。天引きではなく直接納める。そして、差し押さえを受けた人は直接納付の低年金の人がほとんどと見られる。預貯金などが十分でない人も多く、実際に滞納分を回収できた人は約1万人にとどまった」といいます。

牛久市での滞納者数と滞納状況、対応状況の説明を求めます。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 平成29年度決算時における介護保険料の滞納者数は397人で、滞納金額は2,799万3,015円になりますが、滞納による介護給付制限等の処分を受けている方はおりません。

さまざまな事情から介護保険料の納付が困難である場合は、納付相談にて納付の方法等を相談しております。

なお、滞納処分につきましては、収納課で市税等と一緒に年4回催告し、その納付期限までに相談や納付がない場合、預金・給与・年金等の差し押さえを執行しております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 対応の中での差し押さえの件数、割合、その後の処理状況について質問いたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 平成29年度の介護保険料の差し押さえ件数についてでございますが、34件となっております。また、差し押さえ後の状況といたしましては、完納が14

件、分納が18件、執行停止1件、財産調査中が1件となっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 3番目の質問に移ります。過労死水準にある教員の長時間労働についてでございます。

報道では、富山県内の公立中学校に勤務し、2016年夏にくも膜下出血で死亡した40代の男性教諭が、ことし4月地方公務員災害補償基金、いわゆる地公災で過労死認定された。地公災が認定した発症直前2カ月の時間外勤務は、各120時間前後とされています。そのうち、部活動指導が約7割に達していたといえます。6月25日付茨城新聞によれば、茨城県内の公立小中学校の教員の多くが多忙感を訴えていることが、県教委と県学校長会が共同で実施した教職員の勤務時間に関するアンケート調査でわかりました。平日1日当たりの平均勤務時間は、小学校で11時間39分、中学校は12時間15分で、いずれも全国調査を大きく上回っていたそうです。

調査は、昨年の10月県内の公立小中学校80校、各40校ずつの教員計240人を対象に実施したそうですが、県内44市町村であることを考えれば、当然牛久市内の小中学校も調査対象になったと考えられますが、牛久市の小中学校も調査の対象になったのかどうか。どの学校だったのか、最初に質問いたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 平成29年10月に、県教育委員会と県学校長会が共同で実施いたしました教職員の勤務時間に関するアンケート調査につきましては、結果の集計が6月25日の茨城新聞に掲載されたことは承知をしているところでございます。

調査を実施いたしました県校長会事務局にこの調査について問い合わせをしたところ、当該調査につきましては県学校長会が各市町村の教育委員会を通さず市校長会経由で独自に行ったものであり、県校長会が県に要望書を提出する資料とする目的で行ったということで、詳細については非公開としているとのことでございました。したがって、市教育委員会といたしましては、調査対象校及びその内容について把握していないという状況でございます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） この教員の長時間労働、これが過労死水準にあるということについては、私は以前に一般質問で取り上げさせていただいたわけですが、この問題は教員の生命・健康にかかわるということだけではなく、教育の質そのものにかかわる重大な問題であるというふうに考えるわけであります。その意味で、牛久市においては市教委とあるいは市学校長会議と共同で、市内の公立小学校の教職員の勤務時間に関する調査、あるいはアンケートをこの間

実施したのかどうか質問いたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 市教育委員会としての調査といたしましては、昨年5月に長時間勤務に関する簡易聞き取り調査を全小中学校対象に行っておりまして、小学校で約3割、中学校で約7割の教職員が1カ月当たり80時間を超える超過勤務を行っているという実態を確認しているところでございます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 調査をしているということですので、少しお聞きしていきたいというふうに思います。

改めて、牛久市においては小中学校の教員の1日当たりの平均勤務時間はどのような状況でしょうか。さきの茨城新聞によれば、県内の小中学校教員の勤務時間の内訳は、授業を除いて成績処理、学年・学級事務が小中とも最も多く、いずれも国の調査より25分多かったというふうに言われています。牛久市における平均勤務時間、そしてその内訳についてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 1日の平均勤務時間と内訳、仕事の持ち帰り時間、部活動時間等につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり県教育委員会と県学校長会が共同で実施した教職員の勤務時間に関するアンケート調査が非公開ということでございますので、詳細なデータを把握している状況にはございません。御理解のほどお願いいたします。

なお、1日の平均勤務時間につきましては、今年度から各学校に配置いたしましたタイムレコーダーのデータによりますと、年間で時間外勤務が最も多いと思われる6月期で、平均11.5時間となっております。このうち特に各種業務が集中しがちな教頭先生の勤務時間では、平均11.6時間という結果は把握しているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 小学校で8割以上、中学校で6割以上の教員が、土・日曜で家庭に仕事をもち帰り、自宅で校務を1時間以上行っている実態も浮き彫りになったとありますが、この点牛久市ではどのような状況でしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 先ほど御答弁申し上げましたが、詳細な内訳については把握しておりません。ただ、昨年5月に市教委で実施しました簡易聞き取り調査においても、例えば部活動であったり校内研修であったりというところに教職員が負担を感じているという、そ

ういう点については把握しているというところでございます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 中学校では部活動が58分と多かったとありますが、牛久市ではどのような状況でしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 繰り返しの答弁になってしまいますが、部活動単体でどの程度の時間を教職員が使っているかという時間についての把握は、申しわけありませんがしていないという状況でございます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 今までの質問、あるいは答弁の中ではっきりしてきたことは、実際の教員の勤務状況について詳しい資料がないということではないかというふうに思うわけです。その点、実際に知らずに対策を行っていくということは、私は無理ではないかというふうに思うわけですが、市教委あるいは学校長会議とも協力してということでもよろしいかと思えますけれども、具体的な状況を調査する、そういった考えはないのかどうか、これについて伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） お答え申し上げます。

ただいま議員から御指摘ありましたように、確かに具体的なそういった時間の把握というものは、今後教員の働き方改革を進めていく上では当然把握していくべきものだというふうに認識しております。

したがって、今後市校長会とも協議をしながら、そういった時間等の把握をできるような形で検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 報道はまた、運動部活動の休養日や活動時間の目安などを示した県教委の指針が5月末にまとまった後、県教委は公立の中高校の運動部について授業前の朝練習を原則禁止とするガイドラインを策定した。また、中学は週2日以上、高校は週1日以上の休養日を設けるよう求めており、教員の働き過ぎ解消や生徒の疲労軽減のため具体的な制限を設けるとしています。

県教委は、既に県内全市町村の教育委員会のほか、対象外の私立も含む県内の中高全365校に通知した。8月の運用開始を予定していると言われております。ガイドラインには、運動部の活動時間について平日は中高とも2時間、休日は中学校が3時間、高校が4時間程度と明記し、朝練習は原則禁止だが、体育館の利用が過密で練習時間が確保できない場合などに限って

認める。休養日については、中学は土日も含めて週2日以上とし、中高ともに大会などがあつた場合は別の日に振りかえるよう求めた。また、夏休み中なども必ず休養日を確保した上、長期の休業期間を設けるよう定めた。一方、中高体育連盟・高校野球連盟・市町村教育委員会に対し、大会・試合の把握や統廃合も検討するよう求めた。ガイドラインを受けて、各校は部活動の方針と計画を作成し、ホームページなどで公表する。県教委は、実施状況を確認するため、市町村教育委員会などを通じて調査する予定。

スポーツ庁が3月、教員の負担軽減や生徒のけが防止を目的にガイドラインを発表し、適切な休養日を設定するなど、運動部活動の指針を策定するよう都道府県に求めている。県教委の担当者は、部活動が教員の勤務負担や生徒の心身疲労につながっているのが現状、適正な部活となつてほしいと話したとありますが、市の中学校の部活動の方針と計画の進捗状況についてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 本年3月にスポーツ庁から示されました「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」及び5月に県教育委員会より示されました「茨城県運動部活動の運営方針」にのっとり、本市の中学校生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動が多様な形で適切に実施されるよう「本市の運動部活動の運営方針」を8月に策定いたしました。これを受け、学校が運営方針を策定し、10月1日までに運用を開始することになっております。これにつきましては、この9月定例会に先立ちまして実施されました議員全員協議会でも、概要を御説明させていただいたところでございます。

「牛久市運動部活動の運営方針」の作成に当たりましては、市校長会、市中学校体育連盟とも意見交換を行い、教育委員会定例会におきまして議決をいたしました。方針の内容について、簡単に御紹介をさせていただきます。まず、休養日でございます。週当たり2日以上、平日に1日、土日に1日以上以上の休日設けることといたします。長期休業中につきましても、同様の休日設けるとともに、運動部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、お盆期間の閉庁日を含む1週間程度の長期の休日設けることといたします。また、定期試験の実施前3日間は家庭学習の時間を確保するため、休日といたします。

次に、活動時間でございます。平日の活動時間は、2時間程度といたします。完全下校時間は、最も遅い時期におきまして18時といたします。また、休日の活動時間は3時間程度といたします。朝練習につきましては、原則として行わないことといたしました。大会につきましては、生徒の負担を考え1カ月当たり1大会程度の参加といたします。熱中症への対策といたしまして、気温が35度以上の場合、また気象庁の高温注意情報が発せられた時間帯には活動を行わないことといたしました。

市教育委員会といたしましては、各校の運動部活動に関する改革の取り組みがこの方針をもとに着実に実施されるようフォローアップするとともに、研修等を実施してまいる考えでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 牛久市の運動部活動の方針については、ホームページでも掲載されているようでありますので、参考になるのではないかと思います。

次に、県教委は勤務時間の適正化が急務とし、学校閉庁日の設定など勤務環境の改善と勤務時間の見える化による意識改革を柱に、教職員の働き方改革に本腰を入れているとしていますが、県教委のまとめでは学校閉庁日は昨年度末で県内44市町村のうち8市町村、18.1%だったが、本年度から実施を予定している自治体は35市町村、79.5%にふえた。学校閉庁の期間は1週間程度、部活動は原則行わないとしています。本市の学校閉庁日の実施予定と期間をお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 学校閉庁日の実施につきましては、学校における教職員の長時間勤務を是正する教職員の働き方改革の一環といたしまして、本年度においては平成30年8月13日の月曜日から16日の木曜日の4日間、教職員等の健康増進と休暇取得を推進する趣旨で実施いたしました。

県南地区の主な市町村の実施状況につきましては、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町などで実施されており、学校閉庁日となる各市町村によって異なりますが、5日前後が多いようでございます。

学校閉庁日の具体的な実施日は、8月13日から16日の夏期期間以外に、11月13日の県民の日、年末の12月28日、年始の1月4日を学校閉庁日として実施している市町村もございます。牛久市教育委員会といたしましても、今後これらの例を参考に拡充してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 6番杉森弘之君、及び答弁者に申し上げます。質問の残時間及び答弁時間が残り少ないですので、簡潔によりしくお願いいたします。

杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 一部の市町村では、学校に留守番電話を設置したりする動きも見られるとありますが、牛久市での進捗状況をお聞きします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 留守番電話の設置につきましては、学校における教職員の長時間勤務を是正する教職員の働き方改革の一環といたしまして、本年8月中旬に設置をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 教職員の勤務時間管理を徹底するため、ICカードやバーコードなどで手軽に記録集計できるシステムの構築も進む。昨年度までに25市町、計132校で導入した。今後さらに拡大する見通しだ。勤務時間の見える化で、時間管理の意識づけにつながる事が期待されるとありますが、この面での進捗状況を確認します。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 本市におきましても、平成30年2月にタイムレコーダーを導入し、同年4月より稼働いたしております。出退勤時間を電子データで管理することで、勤務時間の見える化の第一歩と考えているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 時間外勤務を認めない現行のいわゆる超勤4項目について、既に文科省は現実には公立学校の教員は時間外において超勤4項目に該当しない業務についても多くの時間従事しているが、命令に基づかずに業務に従事しているため、当該業務についての責任の所在が曖昧となり、学校として責任ある対応がとりづらい状況となっている、また、学校として必要な業務について、管理職が時間外勤務を命令することができないため、組織的・一体的な学校運営を阻害している一面があることも否定できないと指摘し、現状にそぐわないものとして見直しを提言していますが、牛久市はどのようにお考えか質問いたします。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 教員につきましては、原則として時間外勤務を命じないこととし、命じる場合は（1）校外実習、その他生徒の実習に関する業務、（2）として修学旅行その他学校行事に関する業務、（3）として教職員会議に関する業務、（4）として非常災害等のやむを得ない場合の以上の業務4項目に限定をされております。これが、いわゆる超勤4項目と言われるものでございます。

この超勤4項目につきましては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」に示されておりまして、市町村単位での見直しはできないと考えているところでございます。

牛久市では、教職員の長時間勤務を是正するため、各学校に必要以上の文書配布、アンケー



ト調査等、時間外で実施が予想される作業の削減に努めるとともに、関係各課、外部団体、県教育委員会とも調整し、学校負担の軽減に努めているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 勤務時間の見える化が必要ですが、同時に時間外労働の不払いの改善、いわば支払う化がもう一つ必要と考えます。この面での進捗状況を伺います。

文科省は、既に現行の教職調整額について、恒常的な残業の実態については時間外の勤務時間がどれだけ長くなるろうとも、全員一律に給料に4%の定率を乗じた額の教職調整額が支給されているため時間外勤務の抑制とならず、無定量の時間外勤務や実質的な給与の切り下げを招いているとの批判もあると指摘し、現状にそぐわないものとして見直しを提言していますが、この問題での市教委としての見直しの進捗状況、あるいは考え方について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 教員につきましては、ただいま議員からも御指摘ありましたように時間外勤務手当を支給しないかわりに、給料月額4%に相当する教職調整額が茨城県からの予算により支給されております。また、現状として超勤4項目に対応する形で修学旅行の引率や部活動の指導などにおいて、教職員に対して実際に手当が支払われているというのが現状でございます。

教職調整額の見直しにつきましては、超勤4項目の見直しと同様、「公立の義務教育諸学校等の教諭等に対する教職調整額の支給等に関する特別措置法」に記されておまして、市町村単位での見直しはできないというふうにご検討しているところでございます。

以上であります。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で、6番杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

午前11時25分休憩

---

午前11時36分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番池辺己実夫君。

[9番池辺己実夫君登壇]

○9番（池辺己実夫君） 皆さん、改めておはようございます。もうこんにちはの時間ですかね。創政クラブ所属の池辺己実夫です。

きょうは、道路整備について、一般国道6号バイパスと市道23号線についてお伺いしますので、御答弁のほうよろしく願いいたします。

それでは、質問通告書により一般質問をさせていただきます。

一般国道6号線バイパスの進捗状況についてであります。この質問につきましては昨年の9月の定例議会ほか数回にわたり一般質問を行った経緯がございます。既に皆様御承知のように、本路線は牛久市城中町地内で市道23号線、都市計画街路城中田宮線と接続し、暫定的な国道6号バイパスとなる最重要路線であります。

数年前から現在まで、国土交通省の事業により重要河川根古屋川に沿って大規模な地盤改良工事が進められております。この道路整備により、既存の6号国道渋滞緩和や周辺地域の土地利用増進、さらには近隣からのアクセスが容易になり、大変大きな効果が期待されると考えています。現段階での進捗状況と今後の整備状況の見通しについて、これは国土交通省の事業だと思いますが、わかる範囲での御答弁をお願いします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 「一般国道6号の牛久土浦バイパスの進捗状況」につきましては、15.3キロメートルでございます。そのうち3.9メートルにつきましては、既に暫定2車線で開通しております。残り11.4キロメートルの進捗状況でございますが、国土交通省常総国道事務所によりますと、バイパスの起点である牛久遠山町から城中町の1.3キロメートルの区間につきましては、平成26年度より地盤改良、ことしも引き続き行っております。また、根古屋川をまたぐ橋梁の下部工事、そして橋梁の上部工事にも着手する予定でございます。

平成26年度に事業化されたつくば市高崎からつくば市西大井の1.9メートル区間と、土浦市中村西根から終点の土浦市中までの2.7キロメートル区間については、昨年度に引き続き調査設計、用地買収を実施し、そして今年度は改良工事を進めていくということでございました。

そして、牛久城中からつくば市高崎までの5.5キロメートル区間につきましては、関係各位の御尽力と私が会長を務めております牛久市・つくば市・つくばみらい市交通体系整備促進連絡協議会におきましても、長年にわたり国交大臣への要望を続けてまいりました活動が実を結びまして、本年度4月に新規事業化になったところでございます。今年度の予定につきましては、路線測量や地質調査といった調査設計を進めていくということでございます。

なお、牛久市城中からつくば市高崎の延長5.5キロメートル区間についてでございますけれども、今年度新規事業化されたことにより、牛久土浦バイパスは15.3キロメートルの全

線で事業化となり、今後早期供用を図るため、国、県、市が連携して事業を推進していく必要があることから、茨城県が事務局となり「事業調整会議」を今年度新たに設置してございます。

また、要望活動につきましては、茨城県内の一般国道6号の整備を促進するために組織された「茨城県国道6号整備促進協議会」、牛久市が事務局を務めます「一般国道6号都市計画道路牛久土浦線等建設促進期成同盟会」、そして「牛久市・つくば市・つくばみらい市交通体系整備促進連絡協議会」においても、牛久土浦バイパスの早期開通に向けて、国交省・茨城県に向けて引き続き粘り強く要望活動を行ってまいります。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 根本市長より、これからも粘り強く要望を続けていくという力強い答弁をいただいて、ありがとうございます。

それでは、今のところで再質問させていただきます。牛久市の遠山町から城中町までの1.3キロメートルの区間の開通の見通しの日付がわかれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 建設部次長山岡 孝君。

○建設部次長（山岡 孝君） バイパスの起点である牛久市遠山町から城中町の1.3キロメートルの区間における供用開始の時期につきましては、常総国道事務所に確認をしているところでございますが、現時点で明確な時期を御説明できる状態ではないということから、今後も関係期間と協力しながら着実に事業を推進し、早期開通が図れるよう努めてまいりますとの御回答をいただいております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 6号バイパス、ありがとうございます。

次に、市道23号線都市計画街路城中田宮線の進捗状況と整備課題及び一般供用開始時期についてであります。この質問につきましても一般国道6号バイパス同様、私が数回にわたり一般質問を行った経緯がございます。現在の整備状況は、本路線と交差するつつじが丘団地入り口付近の取り付け道路工事と一部の公共下水道管布設工事が昨年度施工されたところであり、また田宮町地内においては昨年度都市計画街路田宮中柏田線と接続する十字路交差点から南側へ数十メートルの道路改良工事を施工し、さらに城中地内においては新地方面への幹線道路と交差する箇所により南側へ数十メートルの道路改良舗装工事が施工されたところがあります。

当初の整備計画よりかなりの遅延が生じていると思われませんが、補助事業との関係や、これはもちろん予算です。用地補償の問題等整備課題について、また供用開始時期についても伺います。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） まず、市道23号線の進捗状況について御説明いたします。つづが丘団地入り口から田宮中柏田線までの延長520メートルの区間におきましては、平成30年8月末現在用地の取得率は面積ベースで87%となっております。また、家屋移転につきましては、必要な移転戸数17件に対しまして12件の契約が完了しております。今年度につきましては、家屋移転を伴った用地取得を2件予定しております。工事の進捗状況についてですけれども、田宮中柏田線との交差点から南側約170メートル区間が完了し、残りは約350メートルとなっております。

次に、整備課題について御説明いたします。議員御指摘のとおり、市道23号線の整備につきましては、当初計画よりおくれが生じている状況でございます。事業の進捗に及ぼす一番の要因としまして、国からの交付金が要望どおり受けられていない状況が近年続いているところでございます。平成28年度においては、交付率が要望額に対して50%、平成29年度は34%、今年度においては28%と、年々交付率が下がっており、事業計画どおりの進捗が図れない状況が続いております。

したがって、全線開通の時期につきましては、これまでの交付金の交付状況の推移や残事業費などのことを考慮しますと、平成33年度の完了となる見込みでございます。今後も鋭意事業の進捗を図るとともに、要望活動を通じて必要な財源の確保に努め、早期の全線開通を目指してまいりますので、御理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） る詳しい説明、ありがとうございました。済みません、再質問を2点だけしたいんですが、お願いします。

今も2件新しく地権者と交渉すると聞いたんですけれども、残りの地権者の数をわかれば教えていただきたいということが一つと、交付率が58%、34%、28%と下がってきているのはわかるんですが、ほかの補助金とかの検討はしていないのかという部分もお伺いします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） まず、残りの地権者ですけれども、9名となっております。事業の趣旨を御理解いただいておりますので、交渉もスムーズに淡々と進んでいる状況ですが、今後も交付金の状況に合わせながらしっかり用地交渉を進めて、できるだけ早い取得を目指していきたいと考えております。

それと、交付率が非常に厳しいという中で、ほかの交付補助金を考えております。現在、先ほどのパーセンテージからも見るとおり非常に厳しい状況が続いておりますので、今現在、国ないしは県とほかの補助について適用できるものがあるのか、ないのか、そこら辺を調整しながら進めているところです。粘り強く県と国と調整していきたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） ありがとうございます。粘り強くまた探していただいて、早期にやっていたければありがたいと思います。

次に23号線の整備について、周りの狭隘な道路についてちょっとお願いします。

次に23号線、都市計画街路城中田宮線の整備に伴う既存市道の整備と安全性の確保についてであります。本路線と接続する既存市道は数多く存在するものと思われ。特にこの間の小学生議会でも、小学生が一般質問していましたけれども、第二小学校の児童が通う通学路に指定されている路線の安全確保、特に23号線ができれば横断したり何かで危ないところがかかりできると思いますので、そういったところについての施策はどのように講じていくのか伺いたします。

またあわせて、狭隘な通学路の拡幅整備についても、計画的な整備促進が必要と思われ。その部分もお願いします。

道路は、市民の生活での移動、安心・安全の福祉行政の充実、さらには市民防災の根幹をなすものであり、最重要な財政投資と考えますが、その部分もどのようにお考えか、答弁のほうよろしく伺いたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 市道23号線の整備に伴う既存市道の整備と安全確保についてでございます。市道23号線に接続する市道は、議員御指摘のとおり住宅地内に狭隘な道路があり、抜け道として使う車も多く、非常に危険な状況であると認識しております。

このような状況の中、市道23号線の整備は国道6号の慢性的な渋滞の緩和と、通過交通が分散され周辺道路への安全性が高まることができると考えております。また、市道23号線には歩道を整備し、通学路の安全確保のため横断箇所には押しボタン式信号の設置を予定しております。

また、狭隘な通学路の拡幅整備についてでございますけれども、市では国道6号沿いの公文式牛久教室から薬師寺裏へ通る市道677号線において、平成27年度にすれ違いがスムーズに行えるように見通しがきく箇所へ待避所の設置を行っております。既存の市道は住宅地内で、道路拡幅が困難な箇所も多くあるため、このような待避所による整備を有効的に取り入れていくとともに、市道23号線の完成による周辺道路の交通量などの利用状況を総合的に勘案し、特に通学路を考慮しながら計画的な整備を進めていく必要がございます。

このために国からの交付金の活用も不可欠であり、引き続き国県と協議を進めてまいりますので、御理解のほうをよろしく伺いたします。

○議長（板倉 香君） 池辺己実夫君。

○9番（池辺己実夫君） 本当にわかりやすい答弁、ありがとうございました。

道路は、本当に市民が生活する上で、私も皆さんもそうだと思いますが根幹をなす最重要なものと考えます。一般国道6号バイパスにしても、市道23号線にしても、早期に供用開始できるように重ねてお願いをして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で9番池辺己実夫君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前11時55分休憩

---

午後 1時06分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、8番黒木のぶ子君。

〔8番黒木のぶ子君登壇〕

○8番（黒木のぶ子君） それでは、始めたいと思います。

会派は市民クラブ、そして身近なさまざまな政治課題や問題にしっかりと取り組むための地域政党であります茨城県民フォーラムの黒木のぶ子です。今回は重い内容となっておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

最初は、虐待についての質問となります。

虐待といえば、身体的虐待やネグレクトと言われております養育拒否や怠慢、そして性的・心理的虐待等が一般的な認識ですが、今回、東京の目黒区で発生いたしました5歳の女の子の虐待死が余りにセンセーショナルな事件であったことで、多くの市民が大変心を痛めたとのことです。

その女の子が妹に書き記した言葉が「パパ、ママ、言われなくてもしっかりするから、もうお願い、許して」とノートに書き残し、衰弱に起因する病で3月に亡くなったわけです。本来なら甘えたい時期で、保護されるべきその親に虐待され、この女の子はどれだけつらく、苦しく、悲しく、親に許しを乞いながら死んでいったというような、このような悲しい事件を二度と発生させたくはないと考えます。

そこで質問いたしますが、子供の虐待への対策として、子供の虐待が疑われたり起きているとき、児童相談所と牛久市が警察などとの相互間で連携し合いながら、情報の共有についてはどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

「子供の虐待」は、身体的暴行・性的暴行によるものだけではなく、心理的虐待や保護の怠慢及び拒否、ネグレクトを含むものであると定義されています。保護者は虐待の事実を認めなかったり、気づいていなかったりすることも多く、相談や子供へのサービスを実施しにくい現状があります。

牛久市での虐待に関する相談件数でございますが、平成29年度の延べ件数は754件、平成28年度は744件、平成27年度は332件となっており、平成29年度と平成28年度では10件増加し、また平成29年度と平成27年度を比較しますと約2.3倍の件数となっており、急激に増加をしております。

虐待においては、子供の生命や健全な成長・発達を守るために保護者の求めがなくても、あるいは保護者の意に反しても介入しなければならない場合が少なくありません。虐待案件については、多くの困難な要因が複雑にかかり合っていることから、警察と児童相談所の連携の強化が重視されているところです。

茨城県においては、平成30年1月から児童虐待事案の全件についての情報提供と共有を行い、対応することとなりました。情報の共有化により、虐待の見逃し防止や早期発見を図ることができるかと期待されているところでございます。児童虐待については、それぞれの機関と情報の共有が図られることにより、子供に複数の機関が関与し、経過確認を行うことで虐待の未然防止・早期発見・被害の拡大防止や再発防止につながると考えます。

市といたしましては、このような状況から情報の取り扱いには十分に配慮しながら、子供の福祉について適切な対応が行われるよう最善を尽くしてまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいま御答弁いただきましたが、牛久市でも平成28年度に744件、そして平成29年度には754件と、決して少ない件数ではありません。目黒の女の子が以前住んでおりました香川県で、児童相談所に2回一時保護されていたこと、そして警察も父親を女の子への傷害容疑で2度書類送検されていたことを考えれば、事件につながります要因は十分あったと考えられておりますが、このような場合、牛久市ではどのような対応をされているのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 要保護児童を含む家庭が住所変更を行った場合は、転出地及び転入地の市町村同士が連携を図りながら、児童の状況の把握、安全確認に努めているところでございます。

なお、支援を依頼する場合には個々のケース内容が複雑かつ繊細な内容であることが多いことから、情報の提供については細心の注意を払いながら行っているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 次に②といたしまして、牛久市には児童相談所はなく土浦の管轄となっておりますが、児童相談所がかかわっていながら子供を虐待死から救えなかったという事件が、目黒の事件以外にも日本全国で後を絶たない状況から考えますと、児童相談員が余りにも忙し過ぎ、先ほどの牛久の児童虐待の件数を伺いましたか、個々のケースに丁寧にかかわる余裕がないということも一因ではないだろうかと考えております。

児童相談所の児童福祉士の増員について、政令では児童福祉士は4万人に1人以上配置基準となっておりますが、市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

近年、子供の数は減少傾向にあるにもかかわらず、児童相談所の対応件数は増加の一途をたどっているところでございます。茨城県の虐待相談対応件数は、平成27年度1,260件、平成28年度2,038件、平成29年度2,256件となっております。

児童相談所に児童福祉士の増員についての御質問でございますが、児童福祉士は児童福祉法において児童相談所に置かなければならないと定められている任用資格で、その数は政令で定める基準を標準として都道府県が定めることとなっております。議員の御質問にもございましたとおり、配置標準は各児童相談所の管轄地域の人口の4万人に1人以上を配置することが基本とされております。

牛久市を管轄する土浦児童相談所には、現在23人の児童福祉士が配置されております。厚生労働省では、「すべての子供の安全・安心と希望の実現プロジェクトに基づく『児童相談所強化プラン』」が策定され、児童福祉士の増員計画において2015年度2,930人から2019年度までの4年間で550人程度の増員を目標としておりました。

さらに、本年7月には現行の「児童相談所強化プラン」を前倒して見直しを行い、来年度から2022年度までを期間とする新たな緊急総合対策が取りまとめられたところでございます。その中で、児童相談所の児童福祉士につきましては、現在の約3,200人体制から2,000人程度の増員を図ることとされました。

児童相談所運営指針による児童福祉士の主な業務内容は、(1)子供・保護者等から子供の相談に応じること、(2)必要な社会診断を行うこと、(3)子供・保護者・関係者などに必要な支援、指導を行うこと、(4)子供・保護者等の関係調整を行うこととなっております。



市では、児童福祉士が増加することについては深刻化する虐待問題に策が講じられることであり、虐待に対する迅速かつ的確な対応が確保されることにつながると認識をしているところでございます。市においても、児童相談所との情報共有・連携を図りながら、親子ともに安定した健やかな生活が送れるよう支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 今、次長のほうから御説明がありましたように、平成29年児童福祉法の強化がされ、その法改正では保護者が児童の安全確保を拒めば、臨検や捜査などの強制的権限や、一時保護中であるときには接近禁止命令、または施設入所や里親委託に関しても保護者の同意がなくても家裁の承認・申し立てをすることで、施設入所が可能となったわけです。

このように、児童相談所のさまざまな権限で虐待に対することによる一つの抑止力となりまして、未然に防止されると考えておりますが、職員の配置ということでありませうけれども、先ほどの答弁では各自治体に任せられ、相談所の設置運営も同様任されているとのことですが、当然のことながら児童福祉士が手厚く配置されているところと、そうでないところでは質に差が出て、救われる命と救われない命が出るであろうかと考えられます。

この際、児童相談所の設置を考えてみるということについては、どのような所見か伺いたしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 児童相談所に設置につきましては、都道府県及び指定都市に設置義務が課されており、中核市においても児童相談所を設置することができるとされました。牛久市は、そのいずれにも該当しておりませんが、牛久市を管轄している茨城県土浦児童相談所と連携を図り、今後も迅速かつ的確な対応を行ってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 管轄であります土浦市に、牛久担当強化児童福祉士というものは考えられるのか、考えられないのか、その辺明確に答えていただきたいと思いますが。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

児童相談所におきましては、管轄市町村に対してバランスよく配置をするということで、児童福祉士の配置を行っていることですので、牛久市単体で手厚くするということは現状ではできないと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 子供への虐待の対策の3番目の質問となりますが、全国的にもますます子供の虐待が深刻化しつつあります。平成28年度の児童虐待件数は、先ほど次長のほうからも県のほうの児童虐待件数を御答弁されましたが、全国では12万件を超えており、平成29年度には13万件とのことです。この数字はあくまで相談された虐待数であり、虐待はほとんどが家庭で起きていると考えられておりますし、それが表面化していくのはほんの一部であると言われます。牛久市では虐待防止のために情報収集と的確な対応をどのようにしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、虐待の背景についてお答えしたいと思います。

虐待にはさまざまな要因が絡んでいることが多く、一つの機関だけでの対応では十分な成果を上げることは困難な状況でございます。

本市では、発生予防や早期発見の取り組みとして、乳幼児健診時の相談や市内の保育園の巡回相談、不登校対策訪問等を実施しながら、子供家庭課内の家庭児童相談室では、家庭相談員が常駐し、子供に関するさまざまな相談を受けているほか、保育園、幼稚園、小・中学校とも連携しながら対応してございます。

また、集団生活に属さないお子様に関しても、子育て広場、子育てサロンにおいて子育てアドバイザーや家庭相談員が各種相談に応じる体制を整え、対応に努めているところでございます。さらに、民生委員児童委員の方々との連携はもちろんのこと、主任児童委員の方々とも月1回定期的な会議を行い、情報を共有しております。

虐待の発生を予防するためには、虐待の発生しやすい環境にいる子供たちやその保護者に対する支援をどのように充実させていくかが重要であると捉えております。養育支援が必要であるかどうかを判断し、早期支援につなげていくことが大切であると考えています。

また、関係機関で構成しております牛久市要保護児童対策地域協議会を活用しながら、共通の認識に立ち、それぞれ役割を分担するなどの対応を進めてまいります。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいま市長のほうからも御答弁がありましたように、子供たちと接するさまざまな職業の人たちが本当に注意していれば、深刻にならないうちに虐待を発見できるものと考えておりますので、その辺につきましては本当に担当課の職員の方たちには大変御苦労をかけますが、その辺につきましてはよろしくお聞きしたいと思います。

虐待の対応は、虐待かどうかの判断が大変難しい。しかも虐待と判断しても、その介入やタイミングが大切だと言われますが、その際地域のネットワーク、先ほども市長のほうから答弁

がありましたようにみんなと一緒に注意するというような、その情報をどのようにとり、対策ということで一番地域のことに詳しいと言われておりますのが地域の民生委員児童委員かと考えますが、この方たちの通告によりまして児童虐待がとめられたというような事例がございますでしょうか。ございましたら、お聞かせください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

市民の皆様と身近な地域に住む民生委員児童委員とは、日ごろより連携をとりながら虐待の予防、早期発見、早期支援に当たっているところでございます。平成29年度の家庭児童相談室と関係機関との連携件数は3,149件であり、そのうち民生委員児童委員との連携件数は512件となっております。日々の連携の中で、心配な家庭の情報共有や地域での見守りの依頼等をしておりまして、民生委員児童委員の声かけや見守りが安心した生活につながった例や、早期に相談機関につながったことにより虐待が起りやすい環境が改善され、虐待がとめられた例がございます。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 続きまして、次に妊娠期からの早期支援に対しての現状について質問いたします。

子供への虐待の理由はこれまたさまざま、先ほど市長もおっしゃっていましたようにいろいろなバックグラウンドが絡み合いながら、虐待が起こってくると思います。例えば望まない妊娠や産後鬱や子育ての不安、そしてストレス、夫婦不和、親族や地域社会からの孤立、そして経済的困窮の問題などがありますが、平成28年の児童福祉法の改正で、子供家庭総合支援によって妊娠期から子育て期にわたり虐待の未然防止と早期発見を含めた事業支援が行われておりますが、この事業を牛久市ではどのように支援し活用しているのか、現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

保健センターでは、妊娠期からの支援といたしまして、平成28年4月から「子育て世代包括支援センター」を保健センター内に設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を行っております。

妊婦とその家族に最初にかかわる機会となる母子健康手帳交付時には保健師が全ての妊婦と面談を行い、妊娠経過や体調を確認するとともに、妊娠がわかったときの気持ちや家族背景、家族状況、生育歴、産後のサポート状況などを聞き取り、子育て上のリスクを見きわめ、支援計画を立てて対応しております。

虐待予防の観点からのアプローチといたしましては、妊娠に至る経緯や妊婦の生育歴は特に重要な項目として聞き取りをしています。その中で、予想外の思いがけない妊娠であったり、幼少期に親からの愛情を十分に受けたと感じ取れずに成長したなど、気になる要素がある場合には担当保健師が妊娠中から訪問や相談を重ね、信頼関係を築きながら産後の子育て期に至るまで一貫して支援を行っております。

また、妊娠の診断や妊婦検診を行うのは医療機関でありますので、気になるケースを把握した場合には医療機関からの連携により随時対応するとともに、支援会議を定期的開催し、情報共有や見守り体制の強化を図っております。さらに、出産直後のサポート不足や子育ての不安に対する支援として、産後ケアサービスにつなげております。妊娠期から出産直後まで、これらの対応等を通じて、妊婦とその家族が安心して主体的な出産及び子育てができるように支援をしております。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 牛久市では、平成28年4月から妊娠期から積極的に保育士や保健師がその家庭に出向き、育児支援のための家庭訪問事業を行っていることから、虐待の芽がその段階等で摘まれている場合があり、余り表面化していない虐待もあるというふうな理解をいたしました。

子供への虐待の対策の最後の質問となりますが、一般的に近所の子供が虐待されているのではないかと感じて、なかなか警察や児童相談所への通報は敷居が高いと感じる市民も多く、ひょっとしたらしつけをしているのを虐待と勘違いして通報してしまったらという懸念も生じて、なかなか通報ができないと言われております。

児童虐待防止法では、虐待を発見したり疑われた場合は、各市町村や福祉事務所や児童相談所に通告しなければならないと規定されておりますが、市民感覚としてはどこに通報するのが一番適切なのかと悩んでしまうこととなります。ですから、一番身近でもある一番わかりやすい市役所に、要保護児童の通告窓口を一本化し、虐待の内容や状況を峻別し、関係機関へのネットワークで迅速な対応が図れないかということで、そのことについて御所見をお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 児童福祉法第25条の規定では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、全ての国民に通告する義務があると定められております。そしてその通告先は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所となっております。

通告の窓口は一元化されてはおりませんが、児童相談所や市では厚生労働省が作成しております「子ども虐待対応の手引き」に従い、事案の解決に向け、共通の認識のもとに取り組んで

いるところでございます。

子供や家庭をめぐる問題は複雑、多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応、子供や家庭に対するきめ細やかな支援が重要であります。

市といたしましても、虐待の早期発見、適正な発見が迅速に行えるよう、児童相談所はもとより関係機関と連絡を密に行い、情報を共有しながらその課題解決に向け、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） これからどんどんこの児童虐待というものが顕在化されていき、子供たちが大変つらい目に遭うことが想定されます。なぜなら、平成12年にアメリカに行ったときに、やはり格差社会の中で恵まれない子や弱い子に虐待の矛先が向けられるというような社会現象があります。社会の劣化と、そして言いたくはないですが政治の劣化がこのような未来ある子供の命を摘むことのないように、私たちもしっかりとその問題に取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、2番目の質問ですが、公設墓地について質問をしたいと思います。

この通告書に記載されております内容より、質問のヒアリングの際に担当課のほうで詳細に説明をしたいということなので、この通告の記載以上にいろいろ質問してまいりたいということに、皆さん御了承願えればと思います。

お墓は、過去におきましては子から孫へと代々継承されるべきものと考えておりましたが、人口の流出下で今地方ではお墓を守る人が絶え、無縁墓の増加が深刻な問題となっているそうです。

また、牛久市の住民にお墓のことを考える場合、自分の死後お墓のことで子供には迷惑をかけたくないために、お寺でのつき合いのような毎年の管理費や寄附など、金銭的負担などがなことを条件に挙げられます。子供への配慮だけではなく、長生きする時代、高齢になればなほど医療費が必要となること、先ほど申しましたように子供にはさまざまな負担をかけたくない。そうした中、もし施設などへ入所が必要となったときの経費なども考え、経済的余裕がある人もない人も、お墓や葬式にお金をかけたくないし、かけられないとのこと。一昔前なら、財力の許す限り大きな葬式で、お墓も競争で立派なものと考えられていたのが、今はお墓がどれだけ簡素化できるか、費用はできるだけ節約するというような考え方の方向性となってきております。

そのような中で、市民が発想されるのは、やはり公設公営の墓地なら安価で安定的運営がなされると考えて、この公設公営の墓地の要望が大変多うございますので、このことについて執

行部の御所見をお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

黒木議員のおっしゃるとおり、墓地については永続的かつ安定的な運営が重要な施設でありまして、市民生活においても必要な公共施設であることは深く認識しているところでございますが、3月議会の鈴木議員の御質問に対しましても、市内の墓地の供給の状況、市民からの御要望等を踏まえ、現時点では牛久市として公営霊園を整備する考えはないとの答弁をいたしております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいまの御答弁では、公営霊園の整備についてはその考えはないということですが、3月議会での鈴木議員への御答弁で「市内には空き墓地が2万以上もある」とのことですが、平成26年の第2回定例会におきまして、私、樹木葬の質問をしたときも同じように空き墓地が2万あるとのことでしたが、この2万の空き墓地はどのような形態や内容であるのかが問われてくると思われます。

例えば、お寺が所有されている墓所なのか、民間企業が開発したお墓なのかというような形態です。幾ら墓地の数がありましても、墓地の必要な市民ニーズに合ったものであるかどうかということだと思います。お墓に対します意義が急速に変化しているのは、御存じのように核家族化が進み、家系制度が希薄になると同時に少子化や未婚者が多くなり、墓の継承もできないことと、経済的問題や宗派のあります檀家になる煩わしさなどから、樹木葬や散骨ということを市民の中には選択したいと考えられるんだと思います。

また、民間が経営する墓所は、永代使用料に加え墓石を建立する期限や石材店まで規定され、短期間のうち多額のお金が必要となるということです。本来は、四十九日までに墓石をつくらなければならないというようなことは一切ないのですが、ほとんどの人は四十九日までに納骨と墓石ということを一対で考えているというふうに言われておりますので、多額のお金が必要になるということです。その意味でも、公設公営の墓地なら宗派を問われることもなく、石材店なども指定されることもなく、市民ニーズに寄り添った供給ができるものと考えられます。

空き墓地2万基の形態についてお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 現在市内には、宗教法人・共同墓地等約200カ所の民間墓地がありまして、供給に関しては1区画が縮小傾向にあるため、ニーズに合わせて区画の大きさが変わる可能性があります、約2万基以上の余裕があると思われます。これは、議員

さんのおっしゃるとおりだと思います。2万基につきましては、東部地区にあります市内最大の霊園がございますが、そちらのあきが一番多うございまして、墓地の形態につきましては通常の先祖代々の墓所を初め、昨今の状況に合わせまして個人墓、夫婦墓、合祀、「一緒に祀る」と書きますけれども、不特定多数の方が一緒に祀られる合祀墓がございます。

民間墓地のうち、寺院墓地については10カ所がありまして、そのうちのほとんどが檀家のみというふうにお聞きしておりますが、1カ所については宗派を問わない墓地がございまして、現在で80カ所の募集がございました。この墓地につきましては、石材店の指定のない墓所もありまして、現在でも受け付けをしております。また、先ほどの大規模霊園が1カ所と、それから合祀墓所という単独の合祀墓所も1カ所ありまして、どちらも現在あきがある状況でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 続きまして、3番、4番、5番を一括質問いたします。

まず、近隣の市での公営墓地の現状と民間墓地と公営墓地についての違い、そして墓地の価格と設置にかかります経費等についてお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 公共墓地として、今インターネット上等に掲載されまして募集があるのは、県南地区では土浦市・石岡市の2自治体でありまして、土浦市は4カ所、石岡市は2カ所となっております。

民間墓地・公営墓地の違いにつきましては、民間墓地については宗教法人や財団法人が運営主体となりまして、永代使用料・年間管理費等の設定が墓地によって違うほか、墓碑の建立、石ですね、墓碑の建立について業者指定がある場合がございます。公営の場合は自治体による設置運営となりまして、宗派に関係なく利用でき、墓碑の建立についても業者指定はございません。一般に、公営は安価で安定した運営であり、民間については価格は高く、経営に不安を持たれる方もいらっしゃいますが、宗教法人・財団法人、これは民間墓地の許可を受けられる団体という意味ですが、宗教法人・財団法人についてはそれぞれ監督官庁がございまして、財政状況が把握されています。現状では、永代使用料・管理料については地域相場を考慮している法人団体も多く、公営墓地と変わらない価格設定の民間墓地もございます。

また、墓地の価格、設置にかかる経費につきましては、墓地についての経費としては墓所の使用について、永代使用料・年間管理費がかかるほか、墓碑の建立費がかかります。民間墓地では、墓所の面積にもよりますが、墓所1区画に対し永代使用料が約30万円から、年間使用料が2,000円からとなっております、墓碑の建立に関しては業者指定がございます。先ほど御

紹介いたしました市内の寺院墓地については、永代使用料が5万円、年間使用料は2,000円となっております。

公営墓地につきましては、先ほど申し上げたとおり近隣では土浦市に公営墓地がございます。永代使用料は、安価なもので約30万円から38万円、年間使用料が2,095円からとなっております。墓碑の建立については、公営墓地の場合は基本的に自由ですが、安価なもので私どものほうで聞き取り調査をした結果、施工費込みで60万円から70万円ほどの経費がかかるということがございます。あと公営墓地の場合は、土浦市の場合は高さの制限があるそうです。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいま近隣の市の公営墓地の状況と、そしてまた民間墓地の価格をお聞きいたしましたけれども、やはりこのような社会の現象になると、とにかく格差社会の中で、先ほども申しましたようにできるだけ安いお墓ということが切望されるわけなんです、一番空き墓地があると言われております牛久浄苑、固有名詞を出していいのかわからないんですが、これは宗教法人が経営主体となっておりますが、民間企業の墓地開発会社や石材店などの一般法人が経営をされているわけです。墓地の開発はもちろんのこと、広告新聞やチラシ等で墓の利用者を募集し、その後の管理や運営をされますので、当然公営の墓地と比べれば価格は高くなっているのではないかと考え、また民間の運営であることから管理運営会社の倒産や墓地事業からの撤退というリスクもないとは言えません。管理運営会社が変われば、年間の管理費や管理体制の変更もあるかもしれないと危惧されるわけです。

先ほど答弁にありましたように、宗教法人や財団法人は監督官庁が財政状況をしっかり把握されているから、市民へのリスクは負うことがないというふうに申されておりますが、この世の中どのようになるかは誰も断定もできないし、確信ができないわけです。公営墓地を持っております土浦市の価格等につきまして御答弁をいただきまして、大変参考になりました。

それでは、皆さんが安くできるであろうということでの一つの選択肢の中で、プレート式樹木葬等の種類と価格等につきましてお聞きしたいと思います。

お墓について、どのような考えですかと市民の方々にお聞きいたしましたところ、「自分は死後お墓は要らないから、散骨にして」と家族に伝えたところ、「散骨してしまったら故人の供養のとき、どこに向かってどこに手を合わせれば供養の気持ちが伝わるのか、その場所はどこがよいのか」などの話となり、散骨を考えていながらも取りやめたというような市民もおりました。そして、その方が「供養は形より心と思っておりましたが、やはり形が必要」とのこと、ぜひ一番安価と考えられますプレート式と樹木葬の種類などにつきまして、その詳細を



価格等も含めてですがお聞きしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 昨今お墓の形態は多様化しておりまして、今回御質問のプレート式、樹木葬等についても、プレート式について芝生型、それから集合型といいまして壁みたいなものをつくってその中に納めていくような形になるんですが、等がありまして、樹木葬については大きく分けて個人型、樹林合葬型の2種類に分けられます。このほか、合葬型にも建物や供養塔を建て骨つぼを納めるものと、同様にお骨を布に包んだりしたもの、あるいはお骨のままで収納するタイプがございます。条件につきましても、戒名の有無、管理費の有無、プレート刻字等、プレートに字を刻むという意味ですが、プレート刻字台等の施工費等さまざまで、比較的安価なものから牛久市近辺でも通常の墓石つきの墓所の価格を上回るものもがございます。

あくまで一例ですが、中には公営でも芝生墓地、プレート式1カ所で永代使用料90万円かかるなど、価格については地域性が強く反映されることから、牛久市近傍の値ごろ感とは折り合わないものもがございます。一方で、合葬型については1体30年後合同埋葬型で9万円、樹木葬型で13万円など、比較的安価なものもがございます。ただし、こういった集合型や合葬型の墓地につきましては、何万基という規模の大型霊園の一部に設置されておりまして、設置自治体の人口規模にも比例しております。以前に黒木議員のほうから御質問をいただいた小平市にあります大きい霊園があるんですが、こちらが一時報道等で樹林墓地で有名になったところなんですが、こちらについても樹林墓地以外に4万基の墓地がありまして、そういったものをあわせての整備ということになります。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） 墓地につきましては、価格等はもちろんのこと、その墓地までの交通のアクセスですね、それがやはり大切な要件であると市民の方たちがおっしゃいます。なぜそんなに交通のアクセスが必要なのかと言いますと、きのう独居老人の数字をいただきました。その独居老人が2,303人というふうな数字が出ておりましたけれども、千七百何人かが女性なんです。女性は毎月の月命日に必ず墓参をしているとのことで、やはり高齢になりますと免許証の返納等がありましてなかなか命日に墓参するということが困難になるので、であるならば大仏の周辺であることによって交通のアクセスは大変よいということなので、大仏の隣接地に公営公設の墓地をぜひつくってくれというような、市民の切なる要望があるわけです。

この切なる大切な人のために、毎月の月命日の墓参も含めて要望をかなえてあげるためにも、御所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 黒木議員の御提案のとおり、もし仮に牛久市が公営墓地を整備した場合、墓地までの移動手段が必要になります。一般的に新規に霊園を整備する場合、墓苑は忌避施設といいますが嫌われる施設ですね。私ども環境経済部ではクリーンセンターとか、あとは斎場とかも管理させていただいていますが、そちらも忌避施設に当たります。自分のお家の隣には建ててほしくない施設ということになります。忌避施設に当たるために、また法律に基づいた規制もあるため、市街地の近隣に整備することは非常に困難でありまして、必然的に市街地から離れた場所となってしまいます。

昨今の傾向では、公園を整備しましてその一部に霊園を整備する例がふえてきています。外側から墓碑が見えないような、そういう配慮をした墓苑が求められているという現状がございます。ただし、公園の霊園を整備することについては、3月議会で鈴木議員に答弁させていただいたとおり、市内の墓地の供給状況から整備する考えは現在はありません。

安価な墓地の提供につきましては、これまでも答弁させていただいておりますが、市内の墓地の供給状況で個人墓、夫婦墓、合葬墓等が民間墓地で整備され、価格的にも個人墓・合葬墓で40万円弱、夫婦墓で70万円程度でありまして、代々の墓所についても墓碑込みで100万円を切るものがあること、また土浦市の公営霊園の永代使用料が約30万円から38万円、それに墓碑の平均的な建立価格が施工費込みで60万円から70万円程度かかるという聞き取りもございますので、勘案いたしますと約総額100万円ぐらいでこの市内で墓地、墓所が手に入るということの現状から、市が公営霊園の整備を考える状況には至っていないというふうと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 黒木のぶ子君。

○8番（黒木のぶ子君） ただいまの御答弁でありますと、大体100万円ぐらいで墓地の購入ができるような答弁でしたけれども、過日の全協で示されたように、今回も生活保護7、400万円の増になっておりましたけれども、牛久市の高齢者も貧富の差が二極になっております。高齢者はお金持ちと言われておりますが、4年前の2014年の調査では、老後の年金は現役時の収入の35%という所得代替率でもあります。65歳以上の貧困率も、OECD加盟34カ国の中でも貧困率が7番目に高く19.4%で、高齢者の5人に1人が平均的な所得の半分以下で暮らしていると言われております。そうした中で、100万円のお金が安いというふうに見えるのかどうかということです。

ですから、先ほど来公営公設の墓地はつくらないとの答弁ですが、この公設公営の墓地の建設については受益者数や事業に投じる税金と市民の受益量から考慮すれば、先ほど申し上げま

したようにリスクを市民に心配させることもないわけですから、市民への最良の福祉政策事業であると認識しております。

以上で私の質問は終わります。

○議長（板倉 香君） 以上で8番黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

午後2時04分休憩

---

午後2時18分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番伊藤裕一君。

〔11番伊藤裕一君登壇〕

○11番（伊藤裕一君） 無党派、伊藤裕一でございます。

本日は、大きく3点質問させていただきます。

私は、個人の活動として所属しております青年会議所を通じ、10月14日に牛久運動公園にて開催されます「うしくみらいエコフェスタ」実行委員会の一人として出向させていただいており、当日はごみを減らし、再利用し、再生する「3R」などの考え方を伝えられたらと考えておりますが、1番目の質問として環境問題にもかかわりの深いごみ処理についてお伺いしたいと思っております。

このうち、後ほど質問する市指定ごみ袋形状については長田議員が数多く取り上げてきたところでございますが、私もある市民の方から「現在の平袋タイプを、持ち手のあるレジ袋タイプに変更してほしい」との御要望をいただき、平成28年第1回定例会で質問させていただいており、このたび平成30年3月に本件について審議をしていた廃棄物減量等推進審議会の答申が出たことから、質問させていただきます。

同審議会では、ごみ袋形状以外にも牛久市一般廃棄物処理基本計画の検証、刈谷行政区をモデル地区として実施している生ごみ堆肥化事業の方向性について審議することを目的としており、生ごみ堆肥化事業については以前よりごみの中身によって堆肥の品質が変動し、農家での使用が困難であることなどが指摘されており、答申においても事業によって生ごみの削減効果があった一方、遠方にある堆肥化施設への搬送、本市独自の堆肥化施設の建設はいずれも困難であることから全市展開は難しく、発生抑制を市民の手に委ねるのが適切とされております。

この答申を踏まえまして、生ごみ堆肥化事業の方向性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

生ごみ堆肥化事業は、平成20年3月に地域資源循環型社会の構築及びバイオマスの広域利活用等を目標に掲げたバイオマスタウン構想の施策の一つであり、刈谷行政区の御協力をいただき、平成23年1月20日より生ごみ堆肥化モデル事業として開始したものでございます。事業開始から平成29年度末までの7年2カ月で、約590トンの生ごみを分別収集し、104トンの生ごみ堆肥を製造しております。

今回答申をいただきました「廃棄物減量等推進審議会」は、学識経験者5名、市民団体代表4名、一般公募を含む市民代表5名の計14名で構成し、平成29年1月25日から平成30年3月26日までの間、計7回にわたりまして審議をしていただいたところでございます。

本審議会は、平成23年に策定した「牛久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が計画の中間期に当たることから、基本計画前期分の検証と後期施策の見直し等について審議するため開催したもので、さらなるごみ減量化に向けた取り組みや、刈谷行政区で実施している生ごみ堆肥化事業の方向性、及び市民から御意見が寄せられている指定ごみ袋の形状等の見直しについて審議をいただいたものでございます。

審議会において、生ごみ堆肥化事業は家庭系可燃ごみの約40%を占める生ごみを対象としたもので削減効果は多く、ごみ減量にとって有効な手段であると評価をいただいたところでございます。また、参加家庭におきましては、生ごみが堆肥として戻ってくることにより、資源循環型社会のループを体験していただき、環境問題の重要性を理解していただいたところでございます。

しかし、全市展開するに当たっては、家庭から排出された生ごみ堆肥は畜産系の堆肥に比べ品質が安定しないため、大量消費を見込める農業関係者には敬遠され、資源循環が滞るおそれがあること、当初市内において予定されていた堆肥製造組合の運営母体が発足に至らず、受け入れ先の確保が困難となったこと、施設新設に当たっては、20億円程度のイニシャルコストが発生する等を鑑み、堆肥化事業は方向転換すべきとの結論に至りました。

市としましてはこれらの答申を受け、市主導の堆肥化事業から市民主体の個人・グループで行うことのできるコンポスト容器による生ごみの堆肥化、手を汚さず生ごみを絞ることのできる水切りグッズを推挙し、生ごみ減量のための水切り、食べ切り、使い切りの啓発に力を入れ、ごみ削減に取り組んでまいることとしたところでございます。

昨年度末より市役所から出る生ごみを用いた家庭用実証機器での生ごみ減量化PRを行い、7月29日に行われたかつば祭りにおきましては子供広場にてごみ減量、分別体験ブースを設け、実施可能な排出ルールをイメージできる啓発活動を実施し、新たな方針に向けた取り組み

を強化しているところでございます。また、先ほど議員からありましたように10月には牛久運動公園で行われるエコフェスタ、こちらにブースを出展し、ごみ削減のための啓発活動を行う予定でありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 再質問させていただきます。

コンポスト等を用いた各自による方法に移行するというので、御答弁をいただきました。平成30年度予算では、生ごみ堆肥化事業を実施する費用として1,464万円が計上されており、発生抑制を市民の手に委ねることによってこの財源を利用してほかのことができるのではとも思われますが、モデル事業としての生ごみ堆肥化事業が終了した場合、この費用は不要になるのか、また、いつモデル事業を終了する予定なのか、確認いたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

平成30年度の生ごみ堆肥化事業予算において、1,464万円の予算を計上してございます。内訳としましては、生ごみの収集運搬費に1,287万円、ごみ堆肥化処理費に154万円、堆肥の分析費に13万円、その他消耗機材費等が10万円となっており、収集運搬経費が全体の約88%を占めている状況でございます。

本年3月26日に、廃棄物減量等推進審議会より刈谷行政区をモデル地区として実施している生ごみ堆肥化事業の方向性等についての答申を受け、5月23日に御協力いただいている刈谷行政区の区長様及び常任理事の計6名の方々に対し、市主導の生ごみ堆肥化事業から市民主体の個人・グループで行うことのできる生ごみ減量化策へ方向転換すること、及び今年度いっぱい終了する旨の牛久市の考え方を説明し、同意をいただいているところでございます。

刈谷行政区で実施している生ごみ堆肥化事業を終了した場合は、先ほど申し上げました収集運搬費等の経常経費は不要となります。また、終了時期につきましては、今年度いっぱい終了を予定しておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 次に、ごみ袋形状について伺います。

答申では、レジ袋タイプへの形状変更を希望する市民はおおむね3割いることが伺えるが、供給経費と収入のバランスをとらなければならないことから、安定供給が可能かどうか検討し、方向性を検討すべきであることが示されました。一般的に、アンケートにおいては現状をあえて変えようという回答は少ない傾向がある中で、形状変更を希望する方が3割いるという結果は無視すべきではなく、答申附属資料によれば指定ごみ袋について回答のあった県内41市町村のうち、平袋タイプを採用するのは5市町村にとどまることから、縛りやすさ、持ち運び

のしやすさといったレジ袋タイプの利点は大きいように思われます。答申を踏まえた指定ごみ袋形状の方向性については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 現在の指定ごみ袋は、平成7年度に指定ごみ袋モデル事業調査として市内3行政区を対象に3カ月間、大きさや色など種類ごとに違うごみ袋を実際に使用していただき、使用者である市民の皆様から使用状況等の御意見を参考に「平袋タイプ」に決定した経緯がございます。

審議会において、指定ごみ袋の形状等の見直しにつきましては「広く市民の意見を聞く必要がある」との議論があったことにより、指定ごみ袋の形状等に関する質問を含めた「ごみ減量化・資源化促進のためのアンケート」を昨年7月に16歳以上の市民、男女合計1,000人を対象に実施いたしました。回答件数は425件あり、そのうち「指定ごみ袋の形状について」の回答は408件ございました。

アンケートの結果といたしましては、「現状の平袋の形でよい」との回答は283件、69.4%になり、「レジ袋の形がよい」は125件、30.6%となっております。約70%の市民が現状タイプの平袋を支持しているとの結果が出てございます。

審議会におきましては、両タイプを試験的に導入すべきとの議論もありましたが、指定ごみ袋は安定供給が絶対条件であり、市民の負担と市の負担の収支バランスを保ちつつ、形状見直しにつきましては慎重に検討すべきとの結論に至り、答申をいただいたところでございます。

このようなアンケート結果及び答申を受けておりますので、指定ごみ袋の形状等の見直しにつきましては、市民の声に耳を傾け、意見を反映させるため継続して意識調査を実施し、社会の経済情勢等も考慮しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

現時点におきましては、指定ごみ袋の形状変更を実施する予定はございませんので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 御答弁いただきましたとおり、審議会の平成29年第4回議事録を拝見したところ、一度はレジ袋タイプのごみ袋を試験的に導入することが承認されているわけでございます。その後、やや否定的な内容に変更となっておりますが、やはり実際に手にとってみなければ違いがわからないと思います。まずは数百枚など少量でも、レジ袋型のごみ袋を試作してみるべきだと考えますが、試作品の製作についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

廃棄物減量等推進審議会において実施したアンケート結果では、先ほど申しましたように現

状の平袋タイプのごみ袋で満足している方が70%を占めている結果となっております。また、レジ袋タイプに変更する場合は手持ち部分の型抜き、加工、サイドにマチが入るなどの製作工程がふえる分コスト高となり、市民負担が増加してしまうという調査結果になっております。

このような状況を踏まえ、指定ごみ袋の形状等の見直しにつきましては、定期的に市民の意識調査を実施し、民意を反映させる形で検討してまいりたいと考えております。そのため、現段階においては、試作品の製作につきましては実施する予定はございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 7割が現状でいいという回答もありますので、早急にというのはなかなか難しいと思いますが、正確な民意を反映する意味でもやはり試作品の製作は必要ではないかと。平成7年度ですか、変更した際にはそのようにしていると思うので、試作品の製作については必要と私は考えております。毎回大変恐縮でございますが、重要な問題でありますので、市長はレジ袋タイプのごみ袋及び試作品の製作についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ごみ袋の形状につきましても、数年前から私のところにいろいろいただきました。私もいろいろと業者の方、そしていろいろなことを考えながらですけれども。そうですね、使う人というんですか、いろいろとやっぱりいい、悪いというのはどんどんどんどん時代とともに、使う人とともに私は変わるのが時代なのかと思っております。この形態がいつまでも私はいいか、またレジ袋にかわるもっと違うものがあるかもしれない。そういうものもあるかもしれないということで、そういうことで現状コストと、そしてこういう答申をいただきました。

ただ、我々はここに固執することじゃなくて、そういうものがクリアできればどんどんいいものを提供するのが私たち行政の仕事だと思います。ですからもう少しの時間をいただいて、そしていろいろな経過が皆さんに御提示できる時が来ると思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 今後も継続的に検討いただけるということで、御答弁をいただきました。ちょっと予定になかったんですけども、追加の再質問としまして、この形状変更について検討したのは廃棄物減量等推進審議会だったわけですけども、今後検討するに当たっても同審議会を中心としてということになるのでしょうか。それとも、市のほうで検討というふうになるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、やはりこれからもアンケート等を実施して、市民の声は聞かなければいけないというふうには思っております。

一つ、こちらちょっと試算ということでお答えしたいと思うんですが、先ほど市民の負担がふえ、市の負担もふえるというお答えをさせていただきました。ちょっと大ざっぱなといいますか、我々の試算なんですけれども、牛久市で一番使われている可燃ごみ45リットルの平袋タイプ、これが一番圧倒的に多いわけなんです、こちらちょっと試算してみたところ、今年度、平成30年度の入札実績での製造単価、今現在7.75円というふうになってございます。土浦市が今年度10月から、有料化に伴いレジ袋タイプにするという情報をいただいております。そちらをちょっと確認しましたところ、その製造単価は約11.1円、これ1枚当たりです。そういうふうになって、その差が大体3.35円になるということがあるといのが、まず大きな市民負担の一つになってくるのではなかろうかというところでございます。

もう一つ、市のほうの負担の増というところなんですけれども、先ほど御答弁申し上げましたとおり、ごみ袋というのは生活必需品ということで、安定供給が絶対条件となっております。要するに、途中で「これでも在庫が切れました」ということはあってはいけないことということになっていますので、その安定供給のためにやはり通年の同じ45リットルのごみ袋、販売枚数が今約400万枚ということになってございます。こちらが仮に、仮の話で申しわけないんですが、先ほど試作品をつくってというお話があったものですから、その辺ちょっとコスト的なものを計算してみました。安定供給のためには、1.6倍ほどの販売枚数が必要だということでした。

ですから双方ですね、例えば平袋もちろんレジ袋に対してもということで、双方1.6倍程度の製作が必要だということになりますので、1年目においてはそれだけで、単純でございますがそれだけで2,400万円ほどの増額になるという計算が出ております。そういうところも含めまして、今回は先ほど答弁を申し上げましたとおりですけれども、これから今市長の御答弁にありました皆様の意見を聞きながら、やはり民意を大切にしていきたいというところもあると思います。そういうことで検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 大変難しい事情もあるということは、理解できました。再質問させていただいたのは、市と廃棄物減量等推進審議会の今後の役割として、どちらが形状変更について検討していくかということだったんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。



○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 大変失礼しました。

もちろん、審議会の意見を踏まえて市のほうで判断するというのが、これまでもそういう実績だと思います。同じような形で審議会の意見、十分に踏まえさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 次に、ごみ集積ボックスについての質問です。

ごみ集積所は、各地域での話し合いのもと設けられ、その多くはネットでごみ袋を覆う簡易的な被覆方法がとられているものと承知しております。しかしながら、カラス等によるごみの散乱防止、町の美観を考慮すれば付近に公園や区民会館等の土地が確保できる箇所については、小屋タイプやボックスタイプのふたができるごみ集積ボックスの導入を図ることが望ましいと考えるところであります。統計をとったわけではありませんが、かつて他自治体に居住した私の経験、あるいは近隣自治体と比較しましても、本市の集積所は極めてきめ細かく設置されている一方で、小屋タイプやボックスタイプの割合が低いようにも感じられます。

そこで、本市のごみ集積所の現状、市の関与の仕方、さらにはごみ集積ボックスの普及状況は把握しているか伺います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 牛久市内のごみ集積所は、本年7月末現在2,184カ所ございます。そのうち、道路上や歩道上に設置されたごみ集積所数が全体の約53%を占めております。昨年度は、開発行為等の宅地造成に伴い、24件の新設申請がございました。ごみ収集地域は、常磐線と小野川のラインの交差した内側のエリアをA地区、外側をB地区と2地区に分け、それぞれ可燃ごみの収集日を週2回、不燃ごみ及び資源物の収集日をそれぞれ週1回ずつ設けております。

ごみ集積所を新設するに当たっての条件は、戸建ての開発行為を伴うものにつきましては、ごみ収集作業に支障のない幅員4メートル以上の道路に接し、各戸からの距離が100メートル以内、1集積所当たり20世帯の利用を基準とし、ごみ集積スペースは2平方メートル以上あることを条件としております。

また、アパートやマンション等の集合住宅においても、20世帯を基準として敷地内に2平方メートル以上のごみ集積スペースを設けることを条件としております。

新たにごみの収集を開始するに当たっては、利用者の方でごみ当番等のルールを話し合ってください、代表者が「ごみ集積所の新設」の申請を行います。担当課では、申請内容とその現

場を確認し、収集作業上の支障がないと判断できれば申請に基づき許可し、収集を開始するという流れになってございます。

当市におきましては、アパートやマンション等の集合住宅の私有地にごみ収集ボックスを設置する場合、ボックス設置スペースを除く資源物を置くためのスペースを確保できる場合のみ、設置者の責任においてボックスの設置を認めております。

ごみ集積所は仮置き場という考えであり、ごみの収集が終われば構造物のない周囲と違和感のない状態として利用者が管理することになってございます。

道路等の公用地のごみ収集ボックスの設置は、安全上の問題、維持管理の問題、また別途資源物回収用のスペースが必要となる等の理由により、現在道路等の公用地におけるごみ収集所にはボックスの設置は認めておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 53%が路上のごみ集積所ということで、そこについては難しいのかとも感じましたが、一方で約半数弱は土地が確保できているということで、その中には設置できる可能性のあるところが含まれているのかなと感じました。

他自治体の例を見ますと、耐久性のあるごみ集積ボックスを設置した自治会に対し、その設置費用の一部を補助するところもございますが、ごみ集積ボックス設置に対する補助金制度の導入についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

近隣市町村への聞き取り調査では、ごみ集積ボックス設置につきましてつくば市が私有地にごみ集積ボックスの設置を推奨しており、購入に対し補助金制度がございます。また、土浦市は開発行為を伴う場合は設置を義務化し、管理は利用者が負う方式をとっておりますが、補助金制度はないということでございます。

牛久市におきましては、道路上や歩道上に設置されたごみ集積所数が、先ほど申し上げましたとおり全体の約53%を占めており、ごみ集積所は仮置き場という考えでございます。現段階におきましては、道路等の公用地にごみ集積ボックスの設置を認めてはおりませんので、ごみ集積ボックス設置に対する補助金制度を設ける考えはございませんので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 道路上については、私もなかなか難しいのかなと考えておりますので、その他の土地が確保できるところについてはすぐに補助金制度の導入まで至らないにして

も、選択肢として地域で合意したならばごみ集積所をボックス等を設置しやすいような環境づくりに取り組んでもらいたいと思います。

次の2番目の質問に移らせていただきます。

市道23号線の一部開通に伴う通過交通について伺います。先ほどの同僚議員の質問とほぼ重なってしまいましたが、それだけ重要なテーマである、皆が注目するテーマであると考え、違う視点も踏まえつつ伺いたいと思います。

周知のとおり、国道6号線の西側を通る市道23号線は市営青果市場付近まで、及び近隣公園東交差点付近の北の端部分が開通し、その中間に当たる薬師寺付近の未開通区間を残すのみとなりました。一部開通に伴い、北端部分と青果市場付近の市役所方面に分岐する丁字路周辺では通過交通が増加しており、丁字路周辺では30キロ制限のはずがそれほど守られておらず、信号もまだ途中までの開通ということで設置されていないなど、交通事故が心配される状況であります。

改めまして、市道23号線工事の現状、さらには現在行われている交通安全対策についてお示しください。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 市道23号線の北側延伸部分の整備状況についてでございますが、残る区間といたしましてはつつじが丘団地入り口の市道697号線から薬師寺の裏までの約350メートルとなりました。また、用地取得の進捗状況としましては、平成30年8月末現在面積ベースで約87%、用地取得は残り9名、家屋移転は残り5件となっており、全線開通は平成33年度を見込んでおります。

このような状況の中で、平成29年10月に市営青果市場前の市道699号線からつつじが丘団地入り口の市道697号線までの約240メートルの区間が開通いたしました。この一部開通に伴い、開通前の平成29年9月と開通後の同年11月に道路整備課で実施いたしました交通量調査によりますと、開通後につつじが丘団地入り口の市道697号線から国道6号の牛久市役所入り口交差点を通過する交通量は、開通前に比べ約3割増加したとの調査結果が出てございます。これは、国道6号の渋滞を回避するため、市道23号線の一部開通の終点であります市道697号線に交通が集中したことに起因して渋滞しているものであり、市道23号線が全線開通された際には交通が分散化し、渋滞は緩和されるものと捉えております。

そのため、市道23号線の早期全線開通に向け努めてまいります。先ほど申し上げましたとおり全線開通までにはまだ時間を要します。また、交通量調査の結果でも示すとおり、牛久市役所入り口交差点の交通量が一時的に増加しておりますが、これまで大きな事故もなく、児童たちが安全に通学できているのは、これもひとえに地元のボランティアの皆様などによる見

守り活動のおかげであると深く感謝いたしております。

市といたしましても、全線開通までの間、根本的な渋滞解消に至らないまでも、区画線等による速度抑制など、通学児童の安全対策を検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 見守り隊の皆様の御活躍等により、幸いにして今交通事故は起きていないということですが、やはり危険が高いということには変わりがないと思います。

そこで、開通の際には歩道や信号等が整備されるということでもありますけれども、現在においても例えば道路に段差を設けるハンプなど、設備を設けて交通安全対策を進めていくべきだと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部長八島 敏君。

○建設部長（八島 敏君） 再度の質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中で、全線開通までの間区画線等による速度抑制、その中にハンプ等も入っております。そういったものを含めて検討していくということで、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 次に、国道6号線から市役所方面に向かう牛久市役所入り口交差点では、居酒屋がある側には右折信号が設置されたものの、コンビニエンスストア側にはそのような設備がなく、1台でも右折する車があると渋滞してしまう状況にあり、市道23号線の一部開通に伴い状況が、先ほど3割交通量増加ということですが、こちらの踏切側もさらに状況が悪化しているのではと心配されるところであります。

聞き及ぶところによれば、コンビニ脇に右折信号を設置するための測量業務を実施したものの、周辺地権者の同意が得られず事業が休止しているとのことですが、右折信号設置の現状をお示してください。

さらには、タウンミーティングでは近隣行政区より次善の策として、居酒屋側からの信号を短くする提案があったそうですが、こうした時差式信号設置についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 伊藤議員御指摘の十字路口でございます。牛久で一番騒音、渋滞する十字路口だと私は認識しております。私も就任以降、この十字路口を何とか打開できないものかとい

って、地権者と約2カ月後に会いまして、そのときは承諾をいただきましたが、いざ測量業務に入ったところ、いろいろ地域の測量時というのは地域の測量もしない、その1件ばかりじゃないということで頓挫しました。それが今の現状でございます。そういう状況が解決すれば、当事者の地権者との話はしておりますので、周りの地権者とのいろいろな状況が整えば、この右折信号ができるものかと私は思っております。

また、同交差点の右折矢印信号の設置でございますが、警察署に確認したところ、警察庁の「右折矢印信号の現示による制御に関する運用指針」に定められた右折専用レーンもしくは右折待ち車両が滞留できる車道幅員がなく、設置条件を満たさないために導入は難しいということございました。

また、時差式信号についても、牛久警察署に確認したところ、先ほどと同様に警察庁が定める運用指針があるということでございます。茨城県警では時差式信号の運用については丁字路交差点に限っており、牛久市役所入り口交差点のような十字路交差点については既存のものを除いて、新規に運用は行っていないという回答をいただきました。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） これは、設置するのは警察でありますので、そちらのほうで難しい事情があるということは理解できました。右折式信号の設置に向けて、土地の取得を引き続き継続していただければと思います。

それでは、次の3番目の質問に移らせていただきます。空き家・空き地問題について伺います。

この問題については、県南水道データを用いた空き家戸数調査、空き家バンクの創設等の対策が行われているところでありますが、今後さらなる対策を検討していく上で、それほど追加の予算をかけずとも可能な方法として2点提案させていただきたいと思ひます。

1点目は、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（J T I）の「マイホーム借上げ制度」活用です。同制度は、50歳以上のマイホームを貸したい人がJ T Iを通じた転貸の形で賃貸物件を借りたい人に家を貸す制度であり、住宅所有者にとっては1人目の入居者が決定以降は空室が発生しても規定の賃料がJ T Iによって補償され、入居者とは定期借家契約を結ぶため、3年ごとの契約終了時にマイホームに戻すことも可能というメリットがござひます。自宅の所有権を持ったままの活用ができるため、思い出が詰まった家を手離したくないという需要にも応えることができます。

県内の取手市、水戸市を初め全国の自治体が同制度の活用を図っているようでありまして、方法としては自治体・J T I間の協定に加え、パンフレットの設置、自治体ホームページから

のリンク、自治体窓口での制度案内など、比較的行いやすい方法も含めさまざまございますが、「マイホーム借上げ制度」の活用についてはどのようにお考えでしょうか。

また、県内各地の自治体が金融機関と協定を締結し、空き家バンクやリフォーム助成制度など自治体の制度と組み合わせ、空き家を取得した人を対象に店頭金利から金利を割引く提携ローンの利用が可能になっております。本県最大の地方銀行ホームページによれば、県内32自治体で地域連携特別プランを実施、未実施は本市、つくば市など12自治体と実施する自治体が多くなっております。

本市においても、金融機関との協定により提携ローンを活用すべきと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

J T I（一般社団法人移住・住みかえ支援機構）とは、ハウスメーカーが集まりまして平成18年に設立させた移住・定住を目的とした団体でございます。平成28年4月1日に、県内最大金融機関とおっしゃいましたが、茨城県と常陽銀行とJ T Iの3者におきまして、「茨城県への移住促進に関する連携協定」を締結し、県内全市町村44市町村と民間団体からなる「いばらき移住・二地域居住推進協議会」を母体とした「いばらきふるさと県民制度」を創設し、将来的に二地域居住や移住の促進を目指しております。

また、近隣自治体の取手市では、平成28年6月1日に「定住促進に関する包括連携協定」を締結し、「定住化促進住宅補助制度（とりで住ま入る支援プラン）」と、常陽銀行とJ T Iの制度と連携することで定住化の促進につながることを目的に事業等を進めております。

事業内容は、主に「定住」に必要な住宅取得や持ち家の賃貸等に活用できる金融商品を金融機関から提供していただき、J T Iが家賃保証や改修費を立てかえ払いするといったものでございます。この協定で発揮される最大のメリットは、金融機関からの金融商品、いわゆるローンを組んだ際の利率が優遇されることです。この金融商品を活用するには条件がございまして、定住先の自治体での住宅に関する支援策を利用することが条件となっております。

現在、当市では空き家の流通を促進するための支援策の必要性は認識しているものの、導入には至っておりません。支援策の検討に際しまして、住宅施策、空き家対策とともに公的な資金の投入の是非も含めまして、支援策の内容効果についても近隣市町村の事例等を踏まえながら現在も検討をしているところでございます。御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 金融機関との協定に関しましては、支援策が前提となるということ

で、現段階ではなかなか難しいかなとも感じましたが、J T Iの「マイホーム借上げ制度」の活用につきましては、これは例えばホームページで案内するというだけでもそれは活用ということになります。空き家対策を推進していく上で、例えば広報に力を入れるなどの形で「マイホーム借上げ制度」を活用していくというお考えはないでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） J T Iさんの事業につきましては、今我々のほうでも調査研究をしているところでございます。利率の優遇等につきましては非常に魅力的なこともありますが、それ以外につきましても今議員提案のとおり例えば広報だとか、そういうことがそれ単独でできるかどうかも含めまして調査研究していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 最後に、行政区、N P O等で利活用できる仕組みについて伺います。

近年、空き家に加え空き地も増加傾向にあることから、コミュニティーの拠点、駐車場、防災広場等として利活用することが、草木の繁茂、防犯上の心配など、空き家・空き地の管理不全に伴う問題を防ぐ上で必要と考えております。現在、区民会館建設については半額市の補助が出ること、広い土地確保の必要性から新築がほとんど伺っておりますが、行政区によるそれ以外の用途に加え、地区社協・N P O等によるさまざまな取り組みを支援することが有効活用を図る上で重要であると考えております。

具体的な方法として、これは広島市で行われていた例ですが、活用を希望する団体が所有者から空き地・空き家を借り受け、地域の合意・所有者から無償で借り受けることを条件として市は自治会等への情報提供、また所有者への固定資産税減免の支援を行うということでありませう。

また、国土交通省では、先進的な空き地対策の取り組みを支援する「空き地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」を実施中であり、もうこちらは締め切りになってしまったんですが、先月には自治会内での空き地について土地所有者の探索や利用意向アンケート、タウンミーティングを実施している千葉県八千代市内の自治会の取り組み、空き地での菜園利用や複数区画利用の実態把握・促進策等の検討を行う福井大学の取り組みなど、計7団体が支援対象として採択されたとのことでありませう。

このように、国や自治体としても空き家・空き地の地域での活用に向け動き出しているところでありませうが、行政区・N P O等で利活用できる仕組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板倉 香君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

各行政区の集会所や区民会館につきましては、会館の新築や修理等の予定につきまして「5カ年事業計画書」を提出していただいているところでございます。

その内容等を確認したところ、集会所の新築及び建てかえを予定している行政区につきましては、市の補助金を活用した新築の建てかえを希望しており、空き家等を区民会館として活用する要望・相談はいただいております。

また、空き家所有者等の方におきましては、地域や行政での利活用を希望する方も見受けられます。この場合、提供物件情報を庁内各課や各種団体等を所管する部署に提供いたしますが、供給される物件と必要とされる物件とでなかなか乖離が大きいことがありまして、成立することがないのが現実でございます。

今後、地域の交流拠点といたしまして、区民会館以外に空き家などを活用したい要望や相談がございましたら、「牛久市空き家等対策計画」の「その他空き家等対策の実施に向けた取り組み等」でも示しておりますとおり、具体的な需要や使用頻度を確認したり、他市町村の事例なども調査研究し、関係部署と連携して計画に沿って進めていく考えでございます。御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 空き家の需要と供給のマッチングが課題であるということで、御答弁をいただきました。なかなか制度がない段階では、行政区などとしても空き家・空き地をどのように活用していこうかということになってしまうため、例えば先進事例を市のほうから紹介するなどして、需要を探ることが重要だと考えます。タウンミーティングなどの機会に地域の意見を積極的に伺っていくお考えはないでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

さまざまな先進事例を踏まえまして、区長会等の場で御意見を伺いながら研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 伊藤裕一君。

○11番（伊藤裕一君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で、11番伊藤裕一君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時20分といたします。

午後3時10分休憩



---

午後3時21分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 皆様、こんにちは。公明党、尾野政子でございます。通告順に従いまして、大きく6点について一般質問を行います。

まず第1点目は、路面下の空洞調査についてであります。

このテーマにつきましては、これまで2度取り上げさせていただきました。その際の御答弁では、「問題が起こる前に事前に防止する予防保全型である空洞調査を検討してまいりたい。また、緊急輸送路全体は難しいが、消防署・警察署・病院・駅・学校など優先順位を決め、空洞調査の実施に向けて関係機関と引き続き調整を行ってまいりたい」との御答弁をいただいております。その後、御検討いただいた結果、この7月に既にマイクロ波発生装置を搭載した車両を走らせ、緊急輸送道路3、9キロメートルを中心に路面下空洞調査が行われております。

それでは、①としてその調査結果についてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 建設部次長根本 忠君。

○建設部次長（根本 忠君） 緊急輸送道路に指定している市道について、路面の下の空洞の有無を調査する業務をことし6月に発注しまして調査を実施しまして、8月上旬に完了しております。

調査としては、高解像度センサーを搭載した車両によりまして5路線、延長は今お話があったとおり約4キロメートルでございます。2カ所の異常データを検知しております。

1カ所目は、市道23号線の牛久地内で検出され、掘削により確認したところ空洞形状ではなく、周辺地盤と明らかに異なった地盤の緩みを確認しております。

2カ所目は、市道21号線の上柏田3丁目地内で検出され、これも同じく掘削により確認したところ、路面からの深さ60センチの位置に縦横50センチ、深さ30センチ程度のこちらは空洞を確認しました。

2カ所ともほかの埋設物等との因果関係はなく、地下水などの自然的影響によるものと推測され、現地は掘削の調査と同時に補修を完了しております。特段問題はなかったと考えております。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま1カ所は空洞で、1カ所は地盤の緩みということでございました。既に修繕済みということでございました。特に1カ所については、交差点の中というふうに私も聞いておりましたので、重大な事態につながりかねない状況を未然に防止したことになりますから、大規模な空洞でないにせよ、市民の安全・安心を第一とした取り組みとして大変評価されるものと考えます。

それでは次に②として、今後の計画についてはどのようにされるのかお伺いをいたします。お願いします、済みません。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在、牛久市では橋梁や照明灯などの道路インフラの維持管理については、長寿命化を考慮しながら修繕計画を策定していくことにしております。

その一つである舗装については、昨年度に計画路線を定め、舗装の現状を点検診断の上、計画期間5年の修繕計画を策定し、その計画に基づき現在舗装修繕を実施しているところでございます。

次回の修繕計画の更新のときに、計画道路の舗装の点検にあわせて空洞に起因する陥没による第三者被害を防止する観点から、今回の調査と同様に高解像度センサーを搭載した車両により路面下に発生した空洞を確認し、陥没の予防措置を講ずる調査もあわせて検討してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今後もまた調査をしていくということを検討していくということで、今御答弁をいただきました。

昨今、突然の道路陥没により緊急車両が立ち往生するなどの事故が多発しているとのことでございます。また、近年集中豪雨も大きな要因となっているようです。国土交通省の調査では、年間約5,000件、特に東日本大震災後は平常時の10倍以上の空洞化が発生しているなど、最近のこのような道路事情の背景を考えますと、今後においても調査の継続を望むところであります。しかしながら、財政的な負担もございますので、少しずつでも計画的に進めていくことが肝要かと思われまます。

市内の道路事情に精通した職員の皆様が、一本一本の道路の安全のため日ごろより懸命に取り組んでいただいていることに感謝申し上げ、1点目の質問を終わります。

次に大きな2点目、避難場へのマンホールトイレの設置拡充についてであります。

防災・減災対策のさらなる強化に向けた具体策として、災害時に使用するマンホールトイレの配備が全国各地で進んでいます。マンホールトイレは、皆様御存じのとおりマンホールのふたをあげ、その上に便座と簡易テントを組み立てて使用します。し尿を下水道管へと流せるた

め、衛生的でにおいの軽減につながるほか、入り口に段差がなく、高齢者なども利用しやすい利点があります。トイレが使用しづらく、水分を制限し体調を崩す避難者も多いことから、この点は大事なところかと思えます。また、東日本大震災発生時に仮設トイレが避難所に行き渡るまで多くの時間を要したことも考え合わせますと、迅速に設置できるマンホールトイレの整備も必要かと思われまます。

そこでお伺いをいたします。①として、当市のマンホールトイレの設置状況についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 牛久市が整備しましたマンホールトイレにつきましては、平成25年度に岡田小学校体育館改築工事にあわせて整備した5基、及び平成28年度に牛久駅東口駅前広場改修工事にあわせて整備した10基がございます。そのほか、ことし5月に市内に新店舗がオープンしました水戸信用金庫において、敷地内に2基のマンホールトイレが整備されたことから、災害時に市民に提供していただけるよう、ことし8月3日に協定を提携したところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、次に②といたしまして、今後の設置計画についてでありますけれども、お隣の龍ヶ崎市では小学校2校の防災コンテナに、それぞれ災害時用マンホールトイレを常備しました。災害時に避難所となる小中学校への整備を段階的に進め、2021年度までに市内の全小中学校に設置を完了する計画とのことです。

当市の今後のマンホールトイレの設置計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 現在、平成32年度に開校を予定しているひたち野うしく中学校の新築工事にあわせ、3基のマンホールトイレの設置を計画しております。そのほかについては、マンホールトイレの設置計画は現在のところございませんが、災害時避難所におけるトイレ対策は喫緊の課題であると認識しております。今後は、比較的安価で、下水道の被害状況にかかわらず使用できる簡易トイレや携帯トイレをさらに拡充させることを柱として、避難所におけるトイレ対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ただいま簡易トイレや携帯トイレを中心に対応していきたいということではございましたが、先ほどのマンホールトイレにつきましても簡易トイレ、仮設トイレ、

そしてマンホールトイレ、それぞれの利点を生かして、組み合わせて避難者のトイレの利用がスムーズに行えるよう、ぜひ今後マンホールトイレについてももう少し積極的に整備の検討をお願いしたいと存じます。これは要望でございます。

次に大きな3点目、災害時の備蓄品に液体ミルクの導入をについてでございます。厚生労働省は、乳児用液体ミルクの製造・販売を可能にする規格基準を定めた改正省令を施行しました。国内には、これまで安全性を担保する基準がありませんでしたが、企業が製造、販売できるようになりました。液体ミルクは常温で保温でき、容器に吸い口を装着すればすぐ飲めます。粉ミルクのようにお湯で溶かしたり、哺乳瓶の洗浄や消毒をする必要はなく、今海外では広く利用されております。国内で普及すれば、夜中や外出時も授乳が格段に容易になり、親はもちろんのこと、孫育てに奮闘する祖父母の負担軽減にもつながり、大きな朗報になるかと思われま。液体ミルクが市販されるようになるまで1年以上かかる見通しでございますが、一日も早い商品化を期待する声が高まっているようでございます。

液体ミルクが注目度を高めたのは、大規模な自然災害が相次いだことも背景にあるようでございます。清潔な水や燃料の確保が難しい災害時に、赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となるからです。実際、東日本大震災や熊本地震では、フィンランド製品が救援物資として被災者に届けられ、母親らから大歓迎されたとのこと。既に東京都は、液体ミルクを災害時に調達するために流通大手と協定を結び、海外メーカーから緊急輸入する体制を整えているとのこと。西日本豪雨では、この協定を生かして愛媛県や岡山県倉敷市にも提供されたとのこと。

当市においても、防災対策の一環として乳児用液体ミルクを災害時の備蓄品として加える検討をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

まず①番として、当市として液体ミルクの見解についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） お答えします。

液体ミルクは、海外では広く流通しているものでございますが、国内では安全性を担保する規格基準がなかったことから、現在のところ国内販売は実施されていない状況です。そのような中、ことし8月8日に乳児用液体ミルクの製造販売に関する規格基準を定めた厚生労働省令が公布・施行され、国内メーカーが商品化を進める環境が整ったことから、今後国内でも販売されるようになる見通しでございます。

乳児用液体ミルクは粉ミルクと違い、湯に溶かしてから一肌程度に冷ます「調乳」の手間が要らないのが特徴であり、災害時等においては非常に利便性の高い商品であると考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ありがとうございます。

それでは、今後の検討になるかと思いますが、次に今後の導入についての御所見についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 現在、市では通常の粉ミルクに加え、ペプチドミルク、アレルギー対応ミルク、フォローアップミルクなど、乳児の体質や月齢、年齢に対応した備蓄を行っているところです。今後国内で流通することとなる液体ミルクでは、これらをカバーすることができるのか、また著しく高価ではないか、さらには備蓄スペースをどの程度使用するのかなど、備蓄導入するには十分な調査・研究が必要であると考えております。

なお、災害時の食糧等の備蓄につきましては、あくまでも市民みずから行うことが基本でございますので、改めて御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今後の検討になるかと思いますが、今後の当市の経過について注目していきたいと思います。

次に大きな4点目、岡田小学校プールの改修工事促進についてであります。

現在、岡田小学校のプールが使用できないことから、ひたち野うしく小学校でプール授業が行われているようですが、移動に時間がとられる、実技が少ない、9月と10月のプール授業をもう少し前倒ししてほしいなど、プール授業に不便さを感じているとの声が届いております。

そこで、①として岡田小学校のプール授業が現在どのように行われているのか、現状についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 小学校におけるプール授業は、水泳で求められる身体能力を身につけ、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考を育む目的で、年間に授業時間数で10時間を目安に行われております。

岡田小におけるプール授業の現状といたしましては、施設の老朽化により平成28年度からプールの使用を中止しており、本年度はひたち野うしく小学校のプールへバスで移動して行う状況でございます。昨年度は、牛久運動公園プールを使用して7月と9月に行ってりましたが、本年度については運動公園50メートルプールが使用を中止していることから、それも重なりましてひたち野うしく小プールでの授業となったことで、時期的にも9月から10月の授業実施となる見込みでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） プール授業は、10時間を目安にカリキュラムが組まれて、そのとおり実施もなされているようでございますが、やはり移動に時間が費やされたり、自前でプールが使用できる他校と比べますと、岡田小学校の生徒に不便さを強いている結果になってしまっているように思われます。その背景には、先ほどございましたように老朽化した岡田小学校のプール事情があるようですが、一年でも早く改善し、自前のプールで伸び伸び授業が行えるように望むところでございます。

②として、プールの改修状況と今後のスケジュールについても伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 岡田小学校のプールにつきましては昭和42年度に建設され、近年は平成20年度に本体の再塗装による補修工事を実施するとともに、ろ過機等の機械設備については必要に応じて修繕工事を行ってまいりましたが、市内の小学校プールの中では最も古い施設になります。現状といたしましては、プールサイドのコンクリートが長年の風雨にさらされて劣化し、細かな凹凸が出ている状況でございます。素足で歩くにも難がありまして、また水槽内の塗装等もかなり劣化しているということから、学校の要請もあり、平成28年度から使用を中止しているところで。

小学校のプールにつきましては、1学年から6学年までが使用すること、低学年においてはバス移動の際の乗りおりなどで時間がかかることなどから、各小学校ごとに存続させる必要性について学校長からも意見があり、市教育委員会としても基本的にはその方針で考えております。

岡田小学校のプール復旧につきましては、現時点で大規模改修による延命措置を施し再使用するか、またはプール本体が50年を経過していることや、表面上には見えない給排水配管や附帯設備の劣化を考慮して全面的な建てかえにするかを検討しなければならず、建てかえをする場合には約2億5,000万円程度の予算措置が必要になります。

プールについては、授業時間が各学年年間10時間であることや、使用期間が6月中旬から夏休み前の1カ月程度と短期間であることから、児童生徒が日常的に使用する校舎や体育館の老朽化対策との比較検討の中で、優先順位が低くならざるを得ないという現状がございます。本年度、公立学校の長寿命化計画策定を行っているところでございますので、その中で他の学校施設改修工事の必要性と優先度を比較検討した中で、事業年度を定めて実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ありがとうございます。1点、再質問をお願いいたします。

小学校のプールについては、存続する方針ということでした。老朽化の激しい岡田小のプールを建てかえると、2億5,000万円の予算措置が必要になるとのことですが、この場合ですけれども、建てかえる場合、補助金の可能性は期待できるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 学校プールを改築する場合には、文部科学省の学校体育諸施設整備事業として補助対象事業費の3分の1の補助制度がございます。ただし、対象は改築事業でありまして、プールの大規模改修にとどめた場合には補助制度の対象工事とはならないということになっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 大規模改修ということでなければ、3分の1くらいの補助が見込めるということでしょうか。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） 基本的には、補助対象となるのは新築または改築事業ということで、全面的な改築ということになります。その場合ですと、補助対象となるということでございます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） いずれにしても、全面的な建てかえにするのか大規模改修で延命措置をして再使用するか、大変に悩ましいところかと思っておりますけれども、早目の御決断をいただいて、岡田小学校の1年生から6年生の児童が自前のプールで伸び伸びプール授業ができるように、本当に現場を思いますと強くその点を求めさせていただきたいと思っております。この質問は、以上で終わります。

次に大きな5点目、おくのキャンパスと通学区域外を結ぶスクールバスの拡充についてお伺いをいたします。

このテーマについては、本年4月から牛久運動公園にも新たにスクールバスの停車が決まり、運行がなされているところであります。また前回の定例会では、同僚議員より部活を行っている牛久二中の区域外生徒の足の確保に対する提案に、大変に前向きな御答弁がなされておりました。私のもとにも同様の要望が寄せられており、大変関心のあるところでございます。

そこで、改めて牛久二中の区域外生徒の部活に対しての足の確保の現状についてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育委員会次長杉本和也君。

○教育委員会次長（杉本和也君） おくのキャンパスにつきましては、奥野小学校及び牛久第二中学校の2校について、従来の通学区域は残したままで、通学区域に関係なく市内のどの学校からでも希望すれば就学を認める「小規模特認校」といたしまして牛久市教育委員会で定めたもので、現在この制度を使いまして奥野小学校に42名、牛久第二中学校に10名の合計で52名の児童生徒が通学をしております。

また、奥野小学校及び牛久第二中学校の通学区域外から通学する児童生徒を対象に、スクールバスを1日1便運行し、現在42名の児童生徒が利用しております。平成30年8月30日からは、部活動を行っている牛久第二中学校生徒の交通手段の確保及び保護者の送迎の軽減を図る趣旨で、これまでの奥野小学校の下校時刻に合わせた下校便バスのほかに、牛久第二中学校の完全下校時刻の10分後に出発する下校便のスクールバスを1便増発し、今現在5人の生徒が利用しているという状況でございます。送迎に関する中学生の保護者の負担を軽減することによりまして、今後、小規模特認校の制度を使って奥野小学校に通学する児童が牛久第二中学校に進学し、今最も課題としている牛久第二中学校の生徒数増加につながるものと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） この8月30日から既に運行が始まっているということで、大変喜ばしく思います。生徒はもとよりですが、保護者の方にとってはとても大きな負担の軽減につながったことと思われまます。そして、このたびの執行部の御決断がさらに生徒増につながることを期待し、また願っております。

最後に、牛久避難所運営マニュアルについてお伺いいたします。

このマニュアルは、昨年8月に作成されました。一通り目を通させていただき、災害時の避難所の運営に対するイメージがかなり膨らみました。その中で、もう少し具体的に御説明いただきたい点がありますので、よろしくお伺いいたします。

まず、①の避難所運営委員会の構成員となる避難所リーダー、各行政区の区長さんですとか役員の方、それから施設管理者、校長先生、そして避難所従事職員、市の職員というふうに思いますが、この方々への周知や協議は行われているのでしょうか。また、避難所運営ゲームなどで訓練も行うべきではないかと考えております。マニュアルが作成されてから1年が経過しておりますので、このあたりについてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 牛久市では、昨年8月、住民の自治による避難所運営を目指した



「避難所運営マニュアル」を策定し、これに基づいた避難所運営訓練を16カ所全ての避難所で実施すべく計画し、現在のところ9カ所で実施、残りの7カ所についても今年度中に実施する予定となっております。

マニュアルの周知については、各行政区長がメンバーとなっている「牛久市防災会」においてマニュアルの配布・説明を実施しているほか、市ホームページでも公開しており、さらに避難所運営訓練の冒頭でも改めて詳細に説明しております。

なお、同訓練は各行政区や地区社協の役員、教職員、避難所従事職員及び事務局職員の参加のもと実施しており、マニュアルに基づいた避難者の受け付け、避難所運営委員会の立ち上げ、避難所のレイアウトづくり等、実践的かつ基本的な訓練内容となっております。

今後は、さらに発展的な訓練を重ねることが重要となってまいります。先ほど申し上げましたとおり住民の自治による避難所運営を目指していることから、2回目以降の訓練については避難所ごと、各行政区等の役員に企画・実施をお任せする予定であります。

そのような中で、避難所運営ゲーム、いわゆる「HUG」についても訓練に取り入れていただけるよう提案してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 1年が経過し、着実に訓練が行われているということを理解できました。

次に②についてですけれども、避難所従事職員はそれぞれの避難所に何名配置されるのでしょうか。一般に避難所の鍵を預かる市の職員、その地域の中で、そういう情報もありましたけれども、通常避難所に何名配置されるのかということについてお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 避難所従事職員は、各避難所近くに居住する職員を4名ずつ、合計64名任命しており、避難所開設を迅速に行えるよう避難所となる体育館の合い鍵を常時携帯しております。なお、その職務としては、避難所開設初期に避難者の受け入れや避難所運営委員会の立ち上げに従事し、住民主体の避難所運営に移行した後は交代で避難所に駐在し、MCA無線機による災害対策本部と避難所との連絡調整に従事いたします。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 4名ずつ64名がもう任命をされているということがわかりました。

そして次に③について、東日本大震災では特に問題視された女性や子育ての家庭、災害時要配慮者、子供などへの配慮不足は避難所運営に女性の視点が入らなかったことに原因があり、意思決定の場に女性の参画が重要であることが浮き彫りになりました。現在、男女共同参画の

視点からも、女性に配慮した避難所運営の考え方が整備されつつあります。したがって、避難所運営委員会の副会長クラスなどに女性の登用が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 現在実施している避難所運営訓練において、女性目線での避難所運営の重要性を説いており、避難所運営委員会立ち上げ訓練の際に女性の意見を取り入れる仕組みづくりを行っています。実際に避難所のレイアウトづくりの際には、「授乳室には腰掛けて授乳できるよう、体育用具置き場の跳び箱を設置するとよい」など、女性ならではのアイデアも出ているところです。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは④として、避難してきた住民が避難所に入る前に、応急危険度判定士安全確認を受ける必要があると思いますが、混乱の中、即対応が可能になるものでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 限られた人数の応急危険度判定士が全ての避難所を回るのには、相当の時間を要します。したがって、避難所の安全性の確認については、避難所従事職員がチェックリストに基づいて行い、安全が確認され次第、迅速に避難所の開設を行う計画となっております。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 今、職員がチェックリストに沿ってチェックをしてということでしたけれども、判定士の方にもその後にもた見てもらおうということでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 危険箇所が発見された場合には、その避難所に赴いて危険度判定士が判定するような形となっております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは5番目として、在宅避難者にも食糧・物資を等しく配給するとありますが、どのように周知がなされるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 被災者のうち、在宅被災者かどうかについては、避難所の受け付け時に提出する名簿様式に記載することとなっております。

なお、避難所運営訓練を既に実施した行政区の中には、あらかじめ第一次避難場所である区

民会館などにこの様式を用意しておき、有事の際、安否確認や点呼と同時にこの様式に記入してもらえば、より在宅被災者を把握しやすいということで、避難所に赴く役員等がこれらの様式をまとめて受け付けすることとしたところもございます。

避難所では、運営委員会の名簿班がこの様式をもとに人数を集計し、同じく食料班及び物資班がこの人数に基づいた食料等を要請・調達し、在宅被災者の分も確保するという流れとなっております。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは、6番目でございます。アレルギーのある避難者の食料についても管理するというふうにありましたが、このあたりはどのように対応されるのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） アレルギーについても、避難所の受け付け様式に記載することとなっており、先ほどと同様に食料班がこの情報をもとに食料等の要請・調達を行います。なお、市の備蓄食料については、米粉を使用したクッキーやアレルギー27品目に対応したアルファ化米など、アレルギーに対応した食品の備蓄を進めているところです。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 7番として、外国人指定避難所へ移送というふうな表現があったのですが、その場所はどこになりますか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 外国人の方は、災害時における要配慮者に含まれております。この要配慮者については、福祉避難所に移送・収容することとなっております。ただし、外国人であっても一般の避難所で生活できる方や、通訳ボランティアの派遣等で対応できる場合にはこの限りではなく、避難者の状況に応じて臨機応変に対応することとなっております。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 8番目に、仮設トイレについてですけれども、仮設トイレ設置数は50人に1基という目安があったかと思いますが、避難者数に応じたトイレというものが確保できるのか。トイレの設置に対しての協定はなされているのか。また、女性用トイレを多目に設置する配慮などが必要かと考えますが、どうでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 避難所のトイレ対策については、先ほどマンホールトイレの御質問に答弁したとおり、喫緊の課題であると認識しております。

なお、仮設トイレの供給協定については、現在のところ相手先がなく、協定締結には至っておりませんので、大規模災害時には県や国に要請し、他県などから調達することとなります。

女性トイレを多目に配置することについては、各避難所運営委員会で避難者の数や実情に合わせて協議していただき、災害対策本部へ要請していただくこととなります。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） ありがとうございます。

9番目なのですが、避難所開設後直ちに設置すべきものの中にペット世話所がありますけれども、いろいろなルールですとかそういうものは避難所運営マニュアルの中にいろいろ書かれておりました。やっぱり雨等ありますので、屋根のあるスペースばかりあるわけではないかと思いますので、テントを張るなどの対応はしていただけるものなのかということについて。ちょっと素朴な質問なんですけれども、お願いいたします。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 尾野議員の避難所におけるペットの飼育場所の指定につきましてお答えいたします。

茨城県が作成いたしました「災害時における愛玩動物救護マニュアル」において、以下の点に留意して指定することが望ましいとされています。

1点目は、避難施設（人の移住場所）及び避難場所の往来から離れた場所。

2点目は、動物の臭気や鳴き声が避難所にできるだけ届かない場所。

3点目は、動物の保管場所だと明確に示すことができる場所。

4点目は、風雨や暑さ・寒さをしのげ、清掃しやすい場所。

5点目は、においがこもらない、もしくは多少においがこもっても大丈夫な場所とされています。

平成28年第4回定例会で秋山議員からのペットの同行避難訓練についての御質問の際にも、同じく平成28年1月26日に牛久小学校で行われました牛久市防災訓練の中でペット避難の対応訓練を実施しましたこととお話しさせていただきました。訓練では、実際に校庭にある遊具にビニールシート等をかけ、屋根をつくり、応急的な避難所を作成するとともに、飼い主の同行避難するに当たっての心構えなどを説明させていただきました。

また、現在、牛久運動公園内に武道館を建設しておりますが、防災拠点整備の一環として福祉避難所に指定する予定であることから、武道館南側のバルコニー下の一部に要援護者のペットが避難できるスペースを確保しております。

やはり、災害発生時のペット避難所の設営に当たっては、動物愛護の観点からもペット自身のストレスなどに配慮した避難所が望まれていることから、風雨がしのげるような屋根つきの避難所は必要と認識しております。

また、牛久市避難所運営マニュアルには、避難所の運営について避難所運営委員会の会長を

中心に各班の任務に基づき自主運営を行うこととなっておりますので、ペットの避難所の設営に当たっては、さきに示した点に留意して、施設のレイアウト等に応じ、場所の選定や設置が行えるよう周知してまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 具体的に、ありがとうございました。

それでは10番目に、これまでも避難所ごとに運営マニュアルを作成するとの情報も得ておりましたけれども、今後避難所ごとに運営マニュアルは作成されていくのでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 避難所運営マニュアルについては、住民の自治による避難所運営を目指しておりますので、避難所ごとに訓練を重ね、より運営しやすいよう地域の実情に合わせた内容に改定していただくことを前提として策定しております。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 地域の方から、奥野の場合は第二次避難場所まで距離が非常にあります。「そういう場合の移動手段はどうしたらいいんですか」というふうによく聞かれるんですけども、その点についてもお願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 指定避難所である第二次避難場所は、自宅が倒壊・消失するなど、避難所での生活を余儀なくされた方が一定期間生活を送る場となります。災害時の移動は基本的には徒歩となりますが、自動車が使える場合には地域で乗り合わせるなど、お互いに助け合いながら移動することも可能です。なお、各避難所となる学校の校庭については、半分が駐車場、半分がテント等を張る場所とすることを想定しております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） それでは最後に、災害時、第二次避難場所の活用の仕方というのはよくわかりますけれども、第一次避難場所はどのように活用されるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 各行政区の区民会館等は第一次避難場所として指定しておりますが、これは災害対策基本法に定める指定緊急避難場所等であり、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所を指しています。

なお、実際には、災害時に地域住民が集合して安否確認や点呼を行い、安否不明な世帯や住

民については地域ごとに協力し合って捜索あるいは救助に当たったり、場合によっては炊き出しを行ったりするなど、災害時には極めて重要な「共助」の拠点となる施設でございます。

○議長（板倉 香君） 尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 多数にわたり、御答弁をいただきました。ありがとうございます。

一口に避難所運営と言っても、膨大な項目をクリアしなければならないことを、一通り読ませていただいたり考えたりしながら、疑似体験させていただいた思いです。避難生活の運営の主体は避難者であること、そして地震の一撃で家屋が倒壊しないよう、我が家の耐震性の向上のことも考えました。何より、事前に備えていないことは、災害時にもできないということを実感した次第です。

本日も北海道地震、震度6強の地震があり、次々と日本列島が災害に襲われている現状でございます。今後、当市の避難所運営マニュアルが逐次改善をされ、より進化し、現実的なスムーズな運営につながりますよう、私どももいろいろ意識をして御協力させていただきますけれども、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で3番尾野政子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時25分といたします。

午後4時13分休憩

---

午後4時25分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、7番須藤京子君。

〔7番須藤京子君登壇〕

○7番（須藤京子君） 市民クラブの須藤京子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、2項目についての質問でございます。

1項目めは、平成29年度決算についてであります。決算については、毎年一般質問で取り上げておりますが、牛久市の行政運営が果たして健全な財政運営と言えるのかを検証するものと捉え、質問する次第でございます。

まずは、歳入に関する質問です。最初は、市税の動向について。市税の根幹である市民税・固定資産税は平成29年度は堅調な伸びを見せました。毎年決算時期には10カ年の税収

見通しが公表されていますが、ここ数年、公表されるたびに次年度以降は減収が見込まれると説明されております。しかし、実際の決算時においては、その都度さまざまな要因で増収となっております。今期の決算においても同様で、景気が回復基調を継続していると言われ、結果的に当初見込みより増収となりました。平成29年度の見込みとの差異が生じた背景と、今後の動向をお示しく下さい。

また、市町村たばこ税は平成29年度は減少していますが、その要因と今後の見通しについても伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 個人市民税につきましては、給与所得者による税収が安定しているため、前年度比較では微増の結果となりました。また、固定資産税につきましては、昨日の山本議員へも御答弁申し上げましたとおり、桂・奥原工業団地内企業による工場の新設や償却資産の増設により増収となりました。しかしながら、今後は両税目ともに徐々に減収になる傾向にあると予測をしているところでございます。

市たばこ税につきましては、健康志向の高まりや喫煙場所の制限により、喫煙率の低下などが要因となって毎年減収となっていると思われまます。今後、紙巻きたばこやアイコス等加熱式たばこも段階的に税率の引き上げが実施されることなどから、減収幅がさらに拡大するものと予測をしております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 御答弁からは、牛久市の税収は市民税・固定資産税が大半を占めていることから、減収傾向が予測されるものの、大きな変動が生ずることはないように思われました。しかしながら、それゆえ税収確保の方策は限られ、人口の社会増を目指すさまざまな魅力ある施策・まちづくりを進める以外に道はないと思いました。引き続き、税収確保につながる政策展開を探っていただきたいと思います。

次に、譲与税・交付金の動向についてであります。地方譲与税については、税源である地方揮発油税が減少傾向にあるものの、他の財源が上昇し増額となったようですが、地方譲与税の現状と今後をどう捉えているのかお示しく下さい。

また、地方消費税交付金などの交付金は、これまでもその年により若干金額が変動しておりますが、平成29年度は伸びております。平成29年度の伸びの要因と今後の消費税率の引き上げ等について、どう見通しているのでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 譲与税・交付金は制度改正の有無、またはその時々を経済

動向によって交付額が増減するものでございます。平成29年度の決算における譲与税・交付金の全体的な傾向としましては、大きな制度改正はなく、経済動向の影響により増額となったものと捉えております。

地方にとっては、経済の回復が実感できるほどの力強さはいまだないと認識をしておりますが、内閣府が示しています「日本経済の現状」では、雇用環境の改善、所得の増加、消費の持ち直しが進んでおり、緩やかではあるものの経済が回復局面にあると公表されております。こうした状況から、利子割・配当割・株式譲渡所得割、それぞれの税収自体が増加したものと推測をしております。

また、地方消費税交付金につきましては、平成29年度決算では前年度から1億円の増加となる12億9,500万円となっております。平成28年度までの実績値では、消費税率が8%に引き上げられた際の反動減の影響が含まれており、今回の決算は引き上げの効果が100%反映された値であると認識しております。

最後に、地方消費税交付金の今後の動向につきましては、平成30年度から生産基準の見直しが行われており、また平成31年度には消費税の10%への引き上げが控えております。消費税の10%引き上げに伴い、一時的な反動減は見込まれるものの、基本的には引き続き増額の傾向になるものと見込んでおります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 次に、地方交付税の動向と臨時財政対策債についてであります。

地方交付税交付金は、地方交付税法において国税収入額の一定割合とされております。しかし、実際に地方団体に交付される地方交付税の増額は、さまざまな要因で算定された額が決定されているところであります。国・地方を通じた財政健全化のためには、平成30年度以降も地方財政について歳出・歳入両面における改革を着実に進めていく必要があるとされ、地方財政においても改革に取り組み、メリハリをきかせた重点化・効率化等を図っていくこととしています。

牛久市の地方交付税額はどう算定され、今後の動向をどう捉えているのかお示してください。また、臨時財政対策債は元利償還金が地方交付税措置されるというものの、地方債には変わらないことから、元利償還金に対する交付税措置と現実の償還額の関係も含め、十分留意しなければならないと考えますがどう判断されているのでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 地方交付税につきましては、平成28年度よりトップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直しが導入されるなど、全体的には減少傾向にありま



す。これまでも、国における地方交付税総額では平成29年度は対前年度比2.2%の減、平成30年度は同2.0%の減、また、平成31年度につきましては、先日総務省から0.5%減での予算要求がなされたとの報道がされていることから、引き続き減額となるものと捉えております。

しかしながら、こうした減少傾向にある中でも、牛久市の平成29年度の交付額が増額となった要因は、人口増加によるものであります。自治体によって、人口増減に差が出始めた最近では、人口動向による交付額の差が顕著に出始めてきているものと認識をしております。

次に、臨時財政対策債についてでございますが、臨時財政対策債はその制度上、地方交付税と一体として考えるべきものであります。これまでも、地方の臨時財政対策債の償還額が累積している状況から、地方6団体では地方交付税の財源確保とあわせて臨時財政対策債縮減の申し入れを行ってきており、また国においては「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、臨時財政対策債発行額の圧縮に努めることが示されていることから、今後は徐々に減少の傾向にあるものと見込んでおります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 臨時財政対策債については交付税と一体として考えるということでしたが、実際には御承知のように地方債ということになるわけで、幾ら後で交付税措置されるとしても、返していく償還の期間と、それから交付税措置をされてもその交付税措置がだんだん減少されていくということを考えると、やはり慎重に考えなければいけない。ただ交付税措置をされることですから、これを別な、本来地方交付税として来なければいけないものを臨時財政対策債として地方に交付するという、この国の姿勢こそ問われるべきだというふうに思いますが、その点をやはり十分留意して、財政運営の中ではこの対策債の意味をきちんと管理しながら考えていっていただきたいというふうに思います。

それでは次に、未利用財産の活用についてでございます。

歳入の確保に関しては、未利用財産の活用を図ることも重要なことでございます。まず平成29年度においては、未利用地について売却を図る方針が立てられました。売却は、一時的には財産収入になりますが、購入金額との関係では損失を生じかねず、慎重にならざるを得ない場合もあると考えます。平成29年度の実績はどうだったのでしょうか。また、未利用施設の状況もあわせて伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうから、未利用地につきましてお答えしたいと思います。

未利用地につきましては、さまざまな要因により市が所有しているところでございますが、

将来的にわたり利用する見込みのない土地については、平成29年1月25日に公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と「牛久市不動産売却のあっせんに関する協定書」を締結し、売却を進めてございます。

平成29年度におきましては5物件、金額にいたしまして約7,600万円の売却を実施いたしました。現時点では、今年度に入り2件の売却が成立し、これまでの合計で約8,000万円の売却を行っており、引き続き売却の準備を進めているところでございます。

次に未利用施設でございますが、平成29年3月に策定しました「牛久市公共施設等総合管理計画」では、当市の公共施設は111施設あり、現時点では未利用施設はございません。公共施設等総合管理計画推進本部では、市内全施設の使用頻度や収支など運用状況を毎年精査しております。今後の人口構成の変動や上位計画の変更、社会情勢等の変動に伴い、公共施設の廃止・転用・統合や複合化すべき施設ができた場合、以前に答弁してまいりましたが、その際に発生した未利用施設につきましても売却を含めた活用の検討が予想されますので、そのときに備え、PPPやPFIについての調査・研究もあわせて行っているところでございます。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 御答弁の中で、平成29年度は未利用地を売却したというふうにありました。この際、益が生じたのか、それとも損失が生じてしまったのか、その辺についてお尋ねをしたいというふうに思います。

これは、もともと土地を購入した時期がどうだったのかというようなことで、損失を生ずる場合もあるかと思えます。その辺の損益分岐点をどのあたりに考えていくのかということも、庁内でいろいろ御討議いただいたというふうに思っているところでありますけれども、たとえ損失が生じたとしてもこの未利用地をそのままずっと保有しているということ自体は、そこが活用されないということで、まちづくりの空洞化にもつながりかねないというふうにも思っております。そしてまた、売却によってその土地が民間ということになれば、固定資産税も入ってくるというようなことで、どこをもって売却していくのかというようなことがあろうと思えますけれども、その点についての市の状況について伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 平成29年度に売却を行った5件の用地につきましては、その取得価格が約7,900万円であったことから、300万円の売却差損が出る結果となりました。これは土地開発基金が管理しておりました田宮3丁目地内の用地につきまして、建物を含め4,880万円で取得したものに対して、今回3,880万円で売却となったことから、減収につながったものでございます。

今回の売却に伴う金額の結果だけを見れば、売却に対して否定的に考える方もいらっしゃる

かと思えます。しかしながら、現在本市で進めているのは、あくまで現段階において利用する見込みのない未利用財産の売却でございます。活用計画がないままに市が保有することは決して有意義とは言えず、市としては利用計画がなく民間の有効活用が見込まれる用地につきましては、今後も売却を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 現実の中で、今回は300万円の差損を生じたということです。でも、今御答弁の中にもありましたように、私も先ほど申しましたように、差損が生じてもらいたくないという状況はあろうかと思えます。ただ、慎重にならなければいけないのは、購入に対して各その土地、そしてまた施設等も含めて、それが牛久市にとって必要なのか、最初の見きわめがやはり大事ではなかったのかなと思えます。

先ほど、差損が生じた施設は当初補正予算で上がったときも議員の中から、私もそうでしたけれども、いかがなものかというふうに思ったことを記憶しております。そうした慎重な上で、でもなおかつ今現状どうかというようなことで、ここを検討していくという姿勢は私は評価したいというふうに思います。

それでは次に、歳出に関する質問を行います。

まずは、経常経費のうちの義務的経費に関し、質問をいたします。最初は人件費についてであります。類似団体、あるいは県内市町村の決算状況を比較できる資料としては、平成28年度が直近となりますので、それをもとに質問いたします。

平成28年度の人件費については、類似団体85団体中の順位は44位で中位に位置し、茨城県平均よりは若干低い傾向にあります。またラスパイレース指数では、県内でも低い状況にあると認識しております。平成29年度の人件費についてはどういう状況だったのか、お示ください。

次に、扶助費についてであります。扶助費については、毎年増加傾向にあることが指摘されています。しかし、扶助費の大半は国の制度に基づくものでございます。そのため決算では、市の一般財源がどう増加しているのかを把握していく必要があると私は考えております。また、扶助費の目的別内訳では、社会福祉費・児童福祉費・老人福祉費・生活保護費とあります。牛久市の特徴はどうでしょうか。

一方、老人福祉費は介護保険事業が特別会計となっていることから、扶助費での支出割合は低いものとなっておりますが、市財が投入されている給付抑制の取り組みなどはどういう状況でしょうか、伺います。

次に、公債費についてであります。公債費の決算額は、平成28年度比で増額となりました

が、歳出における構成比は7.5で同率となっております。経常収支比率で言えば、平成28年度が12.3で、平成29年度は12.2となっています。公債費の残高抑制と牛久市の取り組みについて御答弁ください。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 経常経費のうち、人件費の動向でございますが、平成29年度決算の普通会計の人件費は42億2,998万9,000円で、前年度の42億2,522万5,000円から476万5,000円の増加となっております。

当市の常勤職員数は、定員管理調査の各年度4月1日時点では、平成28年度の350名から平成29年度は346名と4名減少しておりますが、派遣先の縮小や10月に8名の新規採用を行って対応しております。また、平成29年のラスパイレス指数は平成28年の94.7から0.6%ほど上昇しております。この指数は、学歴別経験年数を階層別に算定することから、この算定方法は新規採用までの前歴が長い方が多い場合低く抑えられる傾向がございますので、今後はその点では若干の改善が見られると考えております。

今年度からの5年間で、79名の定年退職者が予定されている状況となっておりますが、計画的に新規採用を行いまして、適正な職員数の管理と給与の支給に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 経常的経費に分類される人件費・扶助費・公債費で構成される義務的経費の平成29年度決算額は、前年度と比較し4億4,000万円、3.6%増加し、126億3,000万円となっております。御質問の扶助費につきましては、これまで一度も減少することなく増加の一途をたどっており、平成29年度におきましても前年度から3億8,000万円、6%増加となる64億2,000万円となっております。

サービス利用者が増加したことに伴う障がい者介護給付費の増、市の魅力を高めるために重点的に取り組んでおります民間保育園運営支援、及び高齢者を中心とした生活保護対象者の増加による生活保護費の増額が主な要因となっております。

扶助費につきましては、国の制度に基づく社会保障経費が主であり、国・県支出金等の財政措置があるため、充当する一般財源は29%となっており、人件費の90%、公債費の98%に対し市の単独持ち出しは少額となっております。

また、医療費や老人福祉費における給付費抑制のために実施している健康相談、健康教育、健診等につきましては、短期間では効果があらわれませんので、今後も継続し、効果を検証しながら、扶助費の削減につなげてまいります。

続いて、公債費の元利償還額につきましては、前年度と比較し約5,000万円、2.5%増の19億8,000万円となっております。

公債費につきましては、繰上償還費以外は経常的経費に分類され、また充当する特定財源もないため経常経費充当一般財源では扶助費を超える金額となっており、特に注視すべき金額と意識しております。市債の発行につきましては、現在進行中のひたち野うしく中学校の建設事業等の大型投資事業が完了するまでは一時的に増加せざるを得ないものと考えておりますが、より有利な資金調達方法を検討するとともに、残高の管理のみならず、各年の償還ベースも含め、総合的な市債管理を行ってまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） ただいま担当より御答弁いただきましたが、人件費について伺っていただきたいと思えます。

経常経費を押し上げる要因の一つとして、よく市民の間でも話題になるのがこの人件費だと思っております。しかし、牛久市では職員の非常勤化が進み、人件費の抑制になっている部分も多くあると推察しております。でも御答弁の中では、今後5年間で大量退職が定年、79名の方が退職されるというようなこともございました。事業の継続性の上では、懸念されるようなことが起きないように、十分な職員採用等を含めて人材の配置を進めていくべきというふうに思っております。

また、職員の年齢構成もいびつに置かれているというふうにも把握しておりますので、こうした人事についての職員採用を含めた対応をどうしていくのか、伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 再度の御質問にお答えいたします。

定年退職のふえる平成31年度から、退職者数に合わせて新規採用を行うのではなく、平成28年度より計画的に新規採用をふやして対応しているところでございます。また、平成29年度の職員の採用から、新規採用の募集に際しまして年齢要件を加えまして、現在の高年層が多く若年層の少ない逆三角形の偏った職員の年齢構成の是正に努めているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） どの企業にとっても、そしてこうした行政においても、人は一番の財産というふうに私も思っております。退職される方とのタイムラグの関係から、一時的には正職員なりがふえるということもあると思えますが、そのときの費用が多少ふえたということであっても、事業の継続性のためには必要なものであるとの認識をきちんと市民にもわかるよう

に説明していただければ、この点は市民にも納得していただけるのではないかとこのように思います。

この後、ちょっと扶助費についても質問したいことがございますが、この件を深掘りしていくと財政問題から離れてしまいますので、今回は控えたいと思います。

次に、投資的事業の状況、国庫補助金の動向について質問いたします。

投資的経費については、平成29年度は平成28年度と比較して大きく増加しております。国の経済対策により、建設事業が決定したことから補助事業分が増加し、平成28年度とは補助分と単独分の構成比が大きく変わりました。経常収支比率が高どまりしている現状下では、建設事業は国頼みの様相を呈さざるを得ないと考えております。今後の投資的事業の取り組みをどう考えるのか、またその際の優先度をどう判断するのか、市としての見解をお聞かせください。また、国の補助金の動向、採択の傾向をどう捉えているのかも、あわせてお聞かせください。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 平成29年度の投資的経費は約35億6,000万円で、前年度と比較し約9億円、34%の大幅増となりました。その内訳は、補助事業が約21億円となり、前年度と比較し約11億円、107%の増。単独事業費は15億円となり、前年度と比較し約1億8,000万円、11%減少しております。

投資的経費の補助と単独の割合は、平成28年度が4対6に対し平成29年度が6対4と逆転しております。平成29年度の投資的経費に充当した一般財源は6億円であり、前年度と比較し1億1,000万円減少しており、事業費が大幅に増加したにもかかわらず国県支出金等が増加し、反対に充当一般財源が減少しており、経常収支比率が高どまりの中、補助事業を積極的に取り入れ、少ない負担にて事業を実施する効率的な財政運営ができたと考えております。

昨今、補助要望額が増加し、国からの配分額が減少する中、補助金が頭打ちになることが多々見受けられます。個々の事業採択に当たっては、事業の重要度・緊急性を明確にし、あわせて市民要望、国・県補助金等の財源の確保、事業の熟度等、総合的に判断し、事業採択を行っております。今後とも社会経済情勢、国の動向を注視し、財政的に有利な国の補正予算等に素早く対応できるよう、計画的な事業の執行と財政運営が必要と考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 経常収支比率が高どまりしている中で、先ほど私は建設事業は国頼みだというようなことを申しましたが、国補助金の積極的な活用はやはり重要なことだと私も認識しております。関係各課、建設部局にあつては、どういう建設事業を推進していくのか、こ

れがどう補助金と合致していくのか、先ほど同僚議員もさまざまにこうした点を捉えておられますが、それは普段の準備が大切であるということとその答弁の中からもうかがい知ることができました。国頼みというのではなく、自分たちのやりたいことを国を利用して進めていくというような観点から、建設事業・投資的事業に当たっていただければというふうに考えております。

それでは最後に、財政指標が示す国の財政と市政運営についてであります。

牛久市の財政状況を示す財政指標のうち、財政力指数については平成28年度は類似団体85団体中14位と、上位に位置しています。経常収支比率については、先ほど義務的経費の中でお聞きしましたが、今後も90%台前半で推移していくのではと推察しております。実質公債費比率については、県内でも優良なほうだと思われます。このほかにも財政指標で示される数値はありますが、こうした財政指標を総括した市の財政状況をどう判断しているのか、また、こうした指標を今後のまちづくりにどう反映させていくのか伺います。

○議長（板倉 香君） 経営企画部次長吉田将巳君。

○経営企画部次長（吉田将巳君） 財政力指数につきましては、平成26年度以降、毎年微減し、平成29年度は0.872となっており、依然として県内市の平均値0.709を上回っている状況です。その要因としましては、人口増加はピークを過ぎたものの、安定した税収入が得られているためです。

また、経常収支比率につきましては、平成25年度の91.3%以降90%台前半で推移しており、平成29年度は91.8%で、前年度と比較して2.0ポイント改善されました。しかし、義務的経費の増加等に伴う経常収支比率の上昇、つまり財政の硬直化が懸念されており、今後は物件費等の歳出面の抑制と恒久的な財源確保に強力に取り組まなければならないと考えております。

最後に、実質公債費比率につきましては、平成29年度2.1%と前年度と比較し0.4ポイント増加しており、ひたち野うしく中学校の元金償還が始まる平成35年度がピークとなると想定しております。投資の公債費の元利償還金は、同級他団体と比較して今のところ低い数値を維持しておりますが、大型投資事業に伴う市債の発行が増加する中、今後は市債の発行の抑制に努めなければならないと考えております。

市の財政運営のよしあしを左右するのは、自治体の歳入の根幹となる市税となります。市としては人口をできる限り維持し、税収を確保することが今後の施策として最重要課題だと考えます。

今後、「将来に希望の持てるまち」を実現するためには、少子高齢化が進む中であっても現役世代の転入促進、特に「ひたち野地区」の新たな宅地供給の方策に取り組み財源を確保する

とともに、地域経済の活性化・循環策を推進し、未活用財産の売却及び市営住宅で集約が可能なものは積極的に集約化を進め、それによって生じた残財産についても順次売却を検討し、自主財源の確保に努めることが重要と考えます。

また、決算状況を分析し、当市の財政構造の実情を把握し、次年度の実施計画、予算編成においても財政指標の目標値を立て、健全財政を目指した予算編成が必要になると考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 平成29年度決算について、さまざま御答弁をいただきました。企業城下町でもなく、電源立地地域対策交付金のような大きな交付金を受ける団体でもない我が牛久市としては、健闘しているほうかなというような感想を持ちました。

先ほど、税収の見通しのところで、今後の税収確保策は人口の社会増を図る以外に道はないのではないかというふうに申し上げました。今の御答弁の中でも同様な認識が示され、自治体間競争を生き抜くために何をどうしていくのかは、将来に希望が持てるまちの実現に向け、王道を地道に歩み続けることが大事ではないかと、改めて思った次第です。

これまでほとんど補正予算を組んでこられなかった根本市政において、当初予算に基づいて計画的に市政運営が進められておりますけれども、今議会には補正予算が組まれました。この中には、市民満足度調査で要望の高かった道路整備など、そうしたことを集中的に行う。そしてまた、議会でも何度も取り上げられた旧牛久第一幼稚園園舎の解体工事費等が計上されております。決算時期を迎え、決算の動向を見据えた中でこうした一般財源を使わざるを得ない事業については、積極的に取り組んでいこうとする市民ファーストの市政運営は、私は評価したいと思っております。そして、こうした際に必要な物差しとして、今後も財政指標をまちづくりに生かしていただきたいというふうに思っております。

財政問題については、以上で終わります。

それでは次に、医療的ケア児について質問したいと思います。質問に入る前に、医療的ケア児についての説明をさせていただきたいと思います。

医療的ケア児とは、日常生活を送る中で医療的ケアを必要とする子供のことで、たんの吸引や経管栄養などの医療的援助を必要としている子供のことでございます。近年、新生児医療の発達により、都市部を中心にNICU（新生児集中治療室）が増設された結果、超未熟児や先天的な疾病を持つ子供の命が救われることが多くなってきました。その結果、医療的ケア児は全国でおよそ1万7,000人と推計され、10年前の1.8倍に上るとも言われております。また、医療機関での生活から、家族とともに日常生活が送れるようになってきております。



しかし、こうした状況にもかかわらず、医療的ケア児への支援は必要とされる支援が受けられない状況に置かれてきました。例えば知的なおくれがなく、自分で歩くこともできるのですが、経管栄養のチューブがついているケア児はそれまでの障害の類型で言えば障害がないということになってしまい、必要とされる支援が受けられない状況に置かれてしまうのであります。

そうした状況が見直されたのは、2016年に改正された障害者総合支援法の中に「医療的ケア児」という文言が明記され、医療的ケア児を支援することが地方自治体の努力義務になったことによります。現在、牛久市でも「第1期障がい児福祉計画」の中に医療的ケア児へのサービスが明示され、国の基本方針とともに牛久市の取り組みが示されているところです。

そこで、この第1期障がい児福祉計画にも明記されている医療的ケア児への支援について、質問してまいりたいと思います。

最初は、医療的ケア児の現状についてでございます。まず、医療的ケア児の利用できる福祉サービスの現況についてです。医療的ケア児への支援は、まだその道筋が明確に見えてはきていません。計画では、保健・医療・障害福祉・教育等の関係機関の連携がうたわれてはいますが、そもそも牛久市としてケア児の実態把握ができているものでしょうか。そこが疑問です。また、具体的に利用できるサービスが提供できる状況と言えるのかも、また疑問です。障害のある子供の福祉サービスは、未就学期・学齢期で違いがありますが、牛久市の提供状況について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 医療的ケア児の把握につきましては、健康づくり推進課における未熟児の退院に向けた医療機関とのカンファレンスの実施、赤ちゃん訪問、障害児を持つ親同士が交流する「ひだまりの会」での交流や、社会福祉課における身体障害者手帳の交付、福祉サービスの相談により把握しているところでありますが、全ての対象者の実態把握はできていない状況でございます。

次に、未就学児が利用できるサービスは、のぞみ園で行う肢体不自由児療養クラスにおける児童発達支援はございますが、短期入所につきましては牛久市及び近隣市町村では実施している事業所等はございません。茨城県におきまして、茨城県医療的ケア児等受入促進事業費補助金交付要項を定め、医療的ケア児の受け入れの促進を図っているところではございますが、茨城福祉医療センターが実施する短期入所や親子入所など、未熟児に対する短期入所を実施する事業所は非常に少ない現状でございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 医療的ケア児の把握については、全国的に見ても課題とされていると

ころでございます。現在、牛久市でも現行制度の中で努力されているということは、今御答弁の中で知りました。ただ、市が情報をつかんでいない方々の中にこそ、より深刻な困難さを抱えている方もいらっしゃるのではないかと考えております。ここも、医療機関からの情報が提供できれば、かなり進むのではないかとというふうに考えます。これは、県の体制とも重なってくと考えますが、県の状況はいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 医療的ケア児に関しましては、茨城県におきまして本年4月1日現在、県内の小児科入院可能な病院9カ所で保護者390人に、そのうち牛久市の方で15名に対して調査を行ってございます。有効回答数は126名、改修率は32.3%で、医療的ケアを必要とする本人の状況、家族の状況、サービスの状況について調査を行っております。

情報の提供について確認をいたしました。全体の調査結果につきましては提供していますが、個人の情報については無記名であることから、提供することができないとのことでした。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 医療的ケア児の実態把握については、それぞれの情報の収集の仕方では限界というのがあると思いますけれども、さまざまな方法を使って、そして今現行の中でできる体制の中で最大限の努力をしていただき、一人一人に届くような体制をつくっていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、第1期障がい児福祉計画の策定のために行われたヒアリング結果の中から見えてきたものについて、質問いたします。

計画策定のための調査は、こども発達支援センターのぞみ園でも行われました。そうした場での聞き取り調査やアンケート結果からは、どのような内容が読み取れたのでしょうか。また、その内容を計画の中にどう反映させたのでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 第5期障がい福祉計画第1期障がい児福祉計画策定のために実施いたしましたヒアリングにおきまして、医療的ケア児に対し寄せられた御意見につきましては、医療的ケアを中心的に担う保護者の就労や精神的な負担軽減のため、子供の一時的な預かりも含めた支援の充実を望んでいるとのことでした。

第1期障がい児福祉計画では、国の基本指針及びヒアリングの内容を受け、地域全体で医療的ケア児を支えるための十分な支援及びサービスを提供できるよう、関係機関との連携を図ること、重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保につい

て定めてございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 第1期障がい児福祉計画の中で、この医療的ケア児についての項目は、具体的な事業について言及しているところまではいっておりません。これは予算の関係で、国の政策に沿った形で牛久市でも取り組んでいかなければいけないのかもしれませんが、これまでこうしたケア児について支援の手が届いていない、そうした方々の声を市としては計画の中で既につかんでいるということでもございます。計画は、社会福祉課が中心で進められていたことから、他の健康づくり推進課やこども家庭課との連携という意味では、十分な共有ができていないのか、その点についても伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 関係各課における情報共有につきましては、個別の相談が寄せられたときは社会福祉課・こども家庭課・健康づくり推進課など関係各課、及び相談支援事業所等も含め情報を共有し、支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 次に、こども発達支援センターのぞみ園の現況と課題についてであります。

現在、障害のある子供の療育支援は、こども発達支援センターのぞみ園で実施されております。のぞみ園では、ケア児への支援はどのように行われているのか、また、支援を充実させていくための課題は何か、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） こども発達支援センターのぞみ園は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで開館しております。個別指導、小集団指導、個別相談、訪問支援等の療育プログラムを実施しております。登録人数は、平成27年度が123名、平成28年度が152名、平成29年度が163名と、年々増加傾向にあり、平成28年度からは月3回から4回開催する肢体不自由児療養クラスを設け、医療的ケア児を含めた9名が通所するなど、就学前の乳幼児期の発達や子育てのサポートを行い、きめ細やかなサービスの提供を実施しているところでございます。

今後の課題といたしましては、児童福祉法や国の指針で定める児童発達支援センターの要件をのぞみ園は満たしていないことから、施設の改修が必要となってまいります。また、児童発達支援センターの指定を受ける場合には、現在実施しております療育プログラムの内容につき

まして見直しの必要が生じてまいりますので、施設整備・利用定員・人材の確保とあわせて検討してまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） のぞみ園の存在は、障害のある子をお持ちの家族にとっては本当にここが頼みの綱、そして自分たちの心よりどころともなっているところです。療育の場というだけではなくて、相談、その他、児童発達支援センター、そうした役割を今後担っていく場所がこののぞみ園ではないかというふうに私は考えているところであります。

今の御答弁の中では、児童発達支援センターとして位置づけるについては、施設改修が必要である。また、療育の中身であるとか人材の確保、そうしたことが必要だというふうに御答弁をいただいたわけですがけれども、この施設改修が必要だと、この辺はどのようなところなのか。具体的なことをお尋ねいたします。

そしてまた、人材確保等も含めて、こののぞみ園を児童発達支援センターの中心として位置づけていくのだというようなことについては、市としてはどのようなふうにお考えなのか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 児童発達支援センターとして位置づけるためには、現在の施設に加え、屋外遊技場、医務室、調理室及び相談室の設置が必須要件となります。また、現在実施しております療育プログラムは、午前・午後と内容及び対象者を分け実施しておりますが、1日を通した単独通園クラス、障害者相談支援、居宅訪問型児童発達支援等を含め、療育プログラムの内容を検討する必要があることから、集団指導室の増床もあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） のぞみ園の施設については、現況の中でもかなり手狭であるというようなことを、私も何度かお邪魔している中で感じているところです。以前、もうこれは大分前になるんですが、あそこに文書管理庫みたいなものがあるんですが、そういうものはなくすることはできないのかというようなことを伺ったことがございました。それは、牛久市の文書管理について私のほうも理解していなかったからではあるんですけども、そこをそういうふうに動かすようなことはもうできないという状況の中で整備されているということになると、いろいろな点で困難な点、まだまだクリアしなければいけない問題が数々あるのだらうなというふうに私も理解しておりますが、ここを児童発達支援センターに、牛久市の中ではそうやってい

くしかないと私は思っておりますので、場所があそこでのいいかどうかは別の問題として、のぞみ園の充実をさらにしていただければというふうに思います。

それでは、牛久市の現況を今まで伺ってございましたが、次に医療的ケア児への支援体制の整備について伺います。

まず、関係機関の連携体制の構築についてでございます。関係機関の連携体制については、国の指針では平成30年度末までには協議の場を設けるよう明記されているところであります。牛久市での状況はどうなっているのか、また相談者が医療や福祉、教育などさまざまな困り事をワンストップで相談できる窓口を改めてつくるべきというふうに考えるのですが、あわせて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3の規定による協議会は、地域において医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉教育分野等関係機関及び当事者団体等から構成され、現状把握、分析、連絡調整及び支援内容の協議、課題と対応策の協議を行うものであり、設置につきましては努力義務となっております。

牛久市におきましては、牛久市障害者自立支援協議会が障害者総合支援法の協議会として設置されており、医療的ケア児への課題や対応策を検討するため、地域の関係機関によるネットワークの構築及び推進につきまして、協議を進めてまいります。

次に、ワンストップで相談できる窓口の設置につきましては、案件によりましては専門的な知識が必要な場合もありますので、関係各課、のぞみ園及び相談支援事業所との連携や情報の共有も含め、検討してまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 支援体制の整備については、医療的ケア児の支援を進めるに当たっての一丁目一番地だというふうに私は思っております。ここをしっかりとつくっていただき、事業展開につなげていただきたいと思いますというふうに思います。

ワンストップの相談窓口の設置というのは、それがしっかりとできた後というふうになるかなというふうに思っておりますが、これも人材確保が肝心だというふうに思っております。この件に関して、前向きに御検討いただけるように個々の体制の整備、それについて再度伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、ワンストップで相談で

きる窓口の設置につきましては専門的な知識が必要な場合もありますので、人材の確保等が課題となつてまいります。関係各課との連携や情報の共有も含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 次に、医療的ケア児を支援する人材の育成についてでございます。

医療的ケア児に対して適切な計画・相談・支援等を実施するため、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員、看護師の配置が必要不可欠だというふうに思われます。

そうした人材の育成を含め、コーディネート機能を高めるべきというふうに考えますが、市としてどういうふうにお考えでしょうか、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 医療的ケア児を支援するためには、サービス事業所等の確保はもとより、人材の確保は必要不可欠でございます。医療的ケア児へのサービス等利用計画の作成など、相談支援につきましては牛久市では牛久市社会福祉協議会のエールがほとんどのケースに携わっている状況であり、平成29年度は1名増員となっておりますが、市内のほかの相談事業所も増加はしておりますが、まだまだ足りない状況にあります。

人材確保の施策の一つといたしまして、人口呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適正に行える人材を養成する医療的ケア児コーディネーター養成研修がございます。

医療的ケア児コーディネーター養成研修は、都道府県及び指定都市におきまして実施する事業でございますが、研修が開催されるときは各事業所に周知を図りながら、人材確保並びにサービス事業所の増加につながるよう支援してまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 人材育成は県が行わなければいけない、養成に努めなければいけないということで、茨城県のほうでもこれからというところだというふうに思いますが、こうした事業をきちんと定着させるような動きを県がとらなければ、必要な人材が確保できないというふうに思いますので、牛久市のほうでもその点を十分県のほうに働きかけていただきたいというふうに思います。

それでは、次にレスパイト事業についてでございます。

レスパイト事業はニーズが高い事業の一つであることが、アンケート調査の結果でもわかり

ました。医療的ケア児とその御家族は、支援の社会的受け皿がほとんどない中で、24時間365日、常に一緒に過ごすことになり、保護者のおよそ9割が6時間未満の睡眠で、かつ断続的であるというような調査結果が出ております。家族の負担軽減のためのレスパイト事業については、どのような状況か伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） レスパイト事業は、在宅生活を送る医療的ケア児に対し、看護師が自宅に出向き家族のかわりに医療的ケアを行うこと、病院や障害児施設において一時的に預かることで、家族の一時休息等を図るものでございますが、医療的ケア児に対するレスパイト入院、医療型短期入所や在宅レスパイトを実施する病院や事業所は非常に少ないのが現状であります。

しかしながら、保護者の負担軽減の必要性は認識してございますので、市内の医療機関及び事業所等にサービスの提供につきまして働きかけを行ってまいります。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） レスパイト事業については、何度も申し上げますが御家族からのニーズが高い事業だということで、それは担当課としてもよく御存じのことだというふうに思っております。

これは二十数年前、医療的ケア児ではなく重度の心身障害児に対する日中一時支援制度がない時代でありましたが、家族の方々は福祉センターの一室をお借りし、お互いに子供を見守り合う中でお互いの用事を済ませるなど、時間をつくり合って活動していらっしゃいました。そうした状況を、私はボランティア活動の中でかいま見ているところであります。

現在はそういう時代とは異なり、制度はつくられてきています。しかしながら、受け入れ体制がないために同じように困っているという、そんな状況は以前と変わらないように見受けられます。何とか状況を打開できるよう、市としては積極的に事業者に働きかけていただきたいと思っております。

現在、茨城県では医療的ケア児等の受け入れを促進するための補助金の交付を始めたことが、先ほどの答弁の中でもございました。しかしながら、この制度は施設整備に対する補助金で、人的配備には交付されません。もっと積極的に支援が必要だと思っております。それでも、こうした制度ができたということは、一歩前進であるというふうに認識はしております。

市としては、こうした補助金を受けようとする事業所を開拓することも重要ではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 茨城県医療的ケア児等受入促進事業費補助金につきましては、牛久市自立支援協議会や医療機関及び市内の事業所に周知し、サービス提供がなされるよう努めてまいります。また、10月2日には医療的ケア児・重症心身障害児の退院から在宅生活をテーマに講演会の開催を予定しており、保護者及び事業者等にライフステージごとに利用可能なサービスにつきまして周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 最後に、訪問看護の充実について伺います。

訪問看護は、地域で生活する医療的ケア児に、何より力強い支援となるものであります。東京都内では、民間の訪問看護ステーションが支援を行っていたりしますが、経営的には厳しく課題も多いと言われ、行政の支援が求められているようであります。

訪問看護の充実のための取り組みについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 訪問看護は、疾病や障害などがあり、居宅で療養をしながら生活をされている方で、主治医が訪問看護を認めた方で、小児から高齢者まで年齢等を問わず、必要とする全ての方が受けることができます。

しかしながら、訪問看護及び訪問介護等を実施する事業所等は少ないのが現状でありますので、茨城県におきましても県内の医療機関等に対し、その必要性について理解を求めるとともに、医療従事者や障害福祉サービス事業所などを対象とした医療的ケア児の支援のための研修会を開催し、新たな施設の開設につながるよう取り組みを進めているとともに、全国知事会を通して医療的ケア児に対する支援につきまして適切に財政措置を講ずるよう、国に要望しているところでございます。

また、龍ケ崎市・牛久市医師会で行う訪問看護ステーションにおきましては、医療的ケア児に対する訪問看護を既に実施しているところではございますが、今後当市におきましても医療的ケア児に対する福祉資源の増加につながるよう事業所等に働きかけてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉 香君） 須藤京子君。

○7番（須藤京子君） 訪問看護につきましては、高齢者への訪問看護とは違って、なかなか事業が進められないという状況が実はあるのだということを私は聞いております。そもそも小児科医自体も少ないという状況もあります。しかしながら、牛久市には医師会が運営する訪問看護ステーションが新たな施設で再スタートし、市も整備に当たって支援している経緯もある



ことから、充実のための協力体制をさらに築いていっていただきたいというふうに思っております。

先ほど答弁の中にありましたが、10月2日にはひたち野リフレビルで医療的ケア児・重度心身障害児の退院から在宅生活というテーマで、市が主催して講演会が行われるということでございました。ここに、そのチラシがございます。かわいらしい絵とともに、多くの方の参加があることを願っているというようなことが、このチラシからも受けとめられました。こうして、健康づくり推進課はケア児の家族の交流の場である「ひだまりの会」をサポートし、また計画の中心的役割を果たす社会福祉課は、こうした取り組みをなさっているということで、御家族の方々も力づけられることではないかなというふうに推察しているところです。

また、医療的ケアを必要とする子の親の会「かけはしねっと」というグループが牛久市でも活動を始め、先日市長にも面会をされ、意見交換をされたというふうに思っております。「かけはしねっと」は、こうしたチラシをつくり、同じような悩みを抱えたお母さん方、家族の方と一緒に行動する中で自分たちの存在を社会の中に知っていただき、支援につなげようということで活動されて、さまざまに始まろうとしているわけあります。

この「かけはしねっと」が、もう少し後になるんでしょうか、医療的ケア児の日常生活を捉えた写真展というのを、この市役所の庁舎内で開催したいというようなことで動いているというふうに私も聞いております。また、10月20日には、元NHKのアナウンサーである内田さんの講演会も行われるというようなことで、本当にこの医療的ケア児を抱えた家族の方が今一生懸命、私たちの生活を皆さん知ってください、これから支援をしてくださいという活動をなさっているわけです。

まだまだケア児を取り巻く環境は厳しいものでありますけれども、こうした動きが始まっている今こそ、先ほど申し上げた二十数年前のような悲しい状況にあの方たちを追い込まないように、自分たちがみずから助け合って、そして時間をつくる中でしか自分たちの用事がこなせないという状況ではなく、制度としてあるんですから、それを受けてくれる事業者があればそうしたサービスを受けられるわけですから、どうぞこうした体制が早く牛久市の中でも構築できますようにということ、牛久市が茨城県の中で先進なモデルの自治体として「ああ、牛久市よかったな」というふうに思えるような牛久市となるように、そうした歩みを進んでいただくように社会福祉課も健康づくり推進課も、そしてこれから保育園の入園、それから就学は特別支援学校になってしまうかもわかりませんが、そうしたことですぐに進んでいける、そういう状況をつくり出そうとしているところです。

ぜひ、保健福祉部だけではなく、大きな視点で皆様の御協力を切にお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で7番須藤京子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。御苦労さまでした。

午後5時44分延会